

令和 2 年 6 月 1 8 日

令和 2 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 2 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 ( 第 2 号 )

招 集 年 月 日 令 和 2 年 6 月 1 8 日 ( 木 )

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 6 時 0 0 分

出 席 議 員 ( 1 0 名 )

2 番	高 山 豊 彦	3 番	藤 井 清 隆
4 番	村 山 一 彦	5 番	吉 田 哲 也
6 番	井 上 武 津 男	7 番	岡 田 泰 正
8 番	岡 本 正 意	9 番	畑 武 志
1 0 番	小 西 啓		

欠 席 議 員 ( 0 名 )

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長代理	原田敏明
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	和賀聡
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	2番 高山豊彦 3番 藤井清隆

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 同意第 1号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第 3 同意第 2号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 3号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 4号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 5号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 6号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 7号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 8号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 9号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 10号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 11号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 12号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 13号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 14号 和束町農業委員会委員の任命について  
同意第 15号 和束町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 25号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 26号 和束町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 27号 和束町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議案第 28 号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 29 号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 30 号 和束町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 31 号 令和 2 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 令和 2 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 33 号 令和 2 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 発委第 2 号 営農支援の抜本的な強化、充実を求める意見書
- 日程第 12 発議第 3 号 社会保障費削減をあらため、医療、保健、福祉の充実を求める意見書
- 日程第 13 発議第 4 号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、地方に対する財政措置の一層の充実を求める意見書
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦勞様でございます。

ただ今から、令和 2 年和束町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届が出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、2 番、高山豊彦議員、3 番、藤井清隆議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

日程第 2、同意第 1 号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第 1 号の提案理由を申し上げます。

和束町農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数に満たないため、農業委員の過半数を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号の規定により、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、同意第1号の説明をさせていただきます。

#### 同意第1号

和東町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半

数を占めることを要しない場合の同意について

和東町農業委員会委員の任命につき、農業委員の過半数を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、同意の内容につきましての概要でございます。

1番に理由といたします。農業委員の任命に当たっては、原則として認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならないと農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定されております。しかし、農業委員会によっては、区域内の認定農業者等の数が少ないなど、原則どおりの委員構成とすることが困難な場合もあることから、ただし書の例外が設けられています。

和東町農業委員会委員の任命同意において、認定農業者等の数が過半数を占めることができませんでしたので、ただし書の例外を適用するために農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に規定によって議会の同意を得るものでございます。

2番の該当の法律等につきましては、今し方、説明しましたところでございまして、第8条の5項のところに部分が先ほどの説明でございます。

また、その分につきましての補完といたしまして、丸の下側、農業委員会等に関する法律施行規則というところで、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合ということで、第2条の中でイからヌまでの項目に該当すれば準ずるものということで認定ができるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

同意第1号 和東町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第1号 和東町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、原案のとおり同意されました。

日程第3、同意第2号から同意第15号、和東町農業委員会委員の任命について14件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第2号から同意第15号の提案理由を申し上げます。

和東町農業委員会委員を任命するに当たって、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案させて



いただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、同意第2号から15号につきまして提案させていただきます。

同意第2号

#### 和東町農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住所 和東町大字別所

氏名 岡田 勝

年齢 62歳

令和2年6月18日提出

和東町長 堀 忠雄

以下、第3号から15号につきましては、議長の下承を得ておりますので、記以下の住所、氏名、年齢につきまして朗読をもって提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

次のページでございます。

同意第3号

住所 和東町大字石寺

氏名 松本 喜代司

年齢 70歳

同意第4号

住所 和東町大字別所  
氏名 和田 嘉昭  
年齢 65歳

同意第5号

住所 和東町大字門前  
氏名 北川 誠  
年齢 50歳

同意第6号

住所 和東町大字白栖  
氏名 渡邊 光章  
年齢 56歳

同意第7号

住所 和東町大字別所  
氏名 濟藤 正広  
年齢 62歳

同意第8号

住所 和東町大字下島  
氏名 谷本昌隆  
年齢 61歳

同意第9号

住所 和東町大字園  
氏名 藤田 勝美  
年齢 67歳

同意第10号

住所 和東町大字湯船

氏名 前田 芳孝

年齢 71歳

同意第11号

住所 和東町大字南

氏名 喜多 章浩

年齢 45歳

同意第12号

住所 和東町大字杣田

氏名 中嶋 幸雄

年齢 71歳

同意第13号

住所 和東町大字撰原

氏名 中尾 恵美

年齢 37歳

同意第14号

住所 和東町大字湯船

氏名 藤田 敏幸

年齢 70歳

同意第15号

住所 和東町大字釜塚

氏名 坊 義隆

年齢 60歳

以上でございます。

また、次ページにNo.2からNo.15の参考資料として経歴等を載せさせていただいております。この中で下から5人目の喜多章浩さんですが、4月28日に認定農

業者ということで認定を受けられました。今回ここに記載漏れになっておりまして、「あり」でございます。ですから、認定農業者の数といたしましては4名ということでございますので、ご記入ほどよろしくお願いいたします。

1 ページめくっていただきまして、過日、和東町農業委員会の選定委員会というものを開かせていただきまして、諮問させていただいたところでございますので、その答申書を付けさせていただきます。朗読をもちまして報告させていただきます。

令和2年6月8日

和東町長 堀 忠雄 様

和東町農業委員選定委員会委員長

久保 雅昭

#### 答申書

令和2年5月21日付に農村第219号で貴職から諮問のあったことについて下記のとおり答申します。

#### 記

答申内容 諮問のあった14名を選定することとする。  
ということでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

お諮りいたします。

本案については人事案件につき、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

同意第2号 和東町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに

賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第2号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第3号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第3号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第4号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第4号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第5号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第5号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第6号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第6号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第7号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに

賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第7号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第8号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第8号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第9号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第9号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第10号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第10号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第11号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第11号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第12号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意すること

に賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第12号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第13号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第13号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第14号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第14号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第15号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第15号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第4、議案第25号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第25号の提案理由を申し上げます。

令和2年4月1日に施行されました非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、消防団員等の公務災害の補償について規定の整備を行う必要があることから、和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいたところであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案の説明をさせていただきたいと思えます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第25号

和東町消防団員等公務災害補償条例の部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和2年6月18日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しを頂いておりますので、3ページめくっていただきました

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要より説明をさせていただきたいと思えます。

町長のほうから提案理由で申し上げましたように、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要についてでございますが、消防団員等の補償基礎額を引上げさせていただくものでございます。

団長、副団長、10年未満の場合につきましては1万2,400円を1万2,440円に、10年以上20年未満の勤続年数に係る分につきましては1万3,300円を



1万3,320円に、20年以上につきましては変更ございません。

次に、分団長、副分団長でございますが、10年未満の勤務年数につきましては1万600円を1万670円に、10年以上20年未満の消防団員につきましては1万1,500円を1万1,550円に、20年以上につきましては1万2,400円を1万2,440円に、部長、班長、団員についてでございます。10年未満につきましては8,800円を8,900円に、10年以上20年未満の者につきましては9,700円を9,790円に、20年以上につきましては1万600円を1万670円に改正するものでございます。

また、消防作業従事者等の補償基礎額についても改正を行います。

消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を8,900円とする改正を行うものでございます。

また、法定利率ということで、障害補償年金前払一時金等が支給された場合におけます障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる期間、これまでは「百分の5」となっておりましたのが、「事故発生日における法定利率」と改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日ということでよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第25号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第25号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号 和束町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第26号の提案理由を申し上げます。

水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されたことに伴い、指定給水装置工事事業者制度の改善、指定給水装置工事事業者の資質向上・維持継続につながるものと判断いたしまして、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

私のほうから、議案第26号についての議案説明を行わせていただきます。

議案第26号

和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和2年6月18日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、改正する条例でございます。

和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

和東町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「厚生省」を「厚生労働省」に改める。

第33条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 給水装置工事事業者指定更新手数料1件につき10,000円

第39条第1項中「第4条」を「第6条」に改め、同条第2項中「厚生省」を「厚生労働省」に改める。

第44条第1項第1号中「厚生省」を「厚生労働省」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、資料No.26を用いまして議案の説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、新旧対照表の後に今回の一部改正についての概要を記載しております。

改正の理由でございます。

「水道法の一部を改正する法律」が平成30年12月12日に公布され、令和元年10月1日より施行されることとなったが、その改正において「指定給水装置工事事業者制度」について更新制が導入されます。

更新制導入の背景として、現行制度では指定の有効期間がなく、その廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であるため、水道事業者による所在確認が取れない指定給水装置工事事業者の存在等、実態との乖離が生じていました。このため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定の更新制を導入することとなったため、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、今回の更新の関係で手数料として指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うことになる。

更新するに当たり、手数料を1件につき1万円徴集するものとし、改正を行う。

## II その他

水道法及び水道法施行令の一部改正により、条例番号等に変更やずれが生じたことに伴う所要の改正を行う。

改正条例の施行日

令和2年7月1日でございます。

審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

幾つか確認させていただきますけども、今回、改正理由の中で、いわゆる更新制導入の背景としてということで、いわゆるその廃止や休止等の状況が反映されにくい。実態を把握することは困難だということで、実態との乖離が生じていましたというふ

うに書いてありますけども、これは本町の実態としてはどのようなものですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

本町の場合、現時点では町内14社、町外40社、計54社が登録されております。これにつきましては、ホームページのほうに公開しておりまして、ホームページを見ていただきますと現在この事業者が出てまいります。この事業者につきましては、メーターから宅内の水道工事を行う業者でございます。

ただ、近年廃業される業者がかなり増えていまして、この廃業された業者が廃業届を出されたり、例えば、和束町内でありまして、商工会等に廃業届を出される経過がございます。その中で時間が遅れながらも確認できる場所はあるんですけども、特に町外等についてはなかなか困難であるという状況が生じてました。これは本町のように小さな自治体では50社程度になりますけども、大きな自治体ではもっと大きくなるというような状況もありまして、今回、水道法の改正と同時に更新導入制度が設けられたということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる本町という意味でいいますと一定把握されてきたし、町外の部分については若干困難な部分もありますけども、いわゆる全体として大きい自治体等でかなり事業者が多いところでは大変困難ではないかという話ですけども、少なくとも本町では、いろいろ不十分な点はあるにしても、実態として、乖離自身はそんなに生じてなかったということなのかもう一回確認したいのと、それから、不勉強なんですけども、一応、水道法の一部改正に基づいて導入された更新制ということですけども、これほど

の自治体も導入しなければならないという義務的なものがあるのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

先に後のほうの質問のほうにお答えさせていただきます。

水道法によりまして、宅内工事につきましては一定の講習を受けた認定事業者が工事を行うということになっておりまして、工事を行った段階で給水装置の整備をしていただくということになる関係上、一定の技術の把握をさせていただいております。

今回、更新制度を導入したことに併せまして、5年に一度講習会を開くというようなことを今後進めていきたいと考えております。

先の点ですけれども、和東町につきましては先ほど申しましたとおりでございます。例えば、市内とか県外のハウスメーカー等が町内で建築をされる場合、どうしても町内の業者を使わずしてハウスメーカーの業者を使つての作業が行われることがございます。そのときに和東町に登録されているかどうかということになるかと思えます。

現実、和東町におきましては、京都市内、宇治市内、遠いところでは亀岡市内や城陽市内、八幡市内、井手町内、一番奥で木津川市、それから京田辺市、県外では奈良県、大阪府、神奈川県というのが現在登録をしているところでございます。こういうところも含めまして業者の実際を確認していきたいということで考えています。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

あと、この手数料1万円というのは、国が決めたことなのか知りませんが、これはどういう根拠で1万円とされているのかですね、この額がどういう根拠で1万円ということになっているのかということを確認しておきたいと思えます。

それと、もう1点、関連してですけれども、これとは直接関係はないんですけども、

今回の給水条例の一部改正が出ておりますので、確認だけしておきたいんですけども、先日、一般質問のほうでいわゆる水道料金の一定期間の基本料金の免除をすればいいんじゃないかという話をしました。確認なんですけども、仮にそれをした場合に、条例上の何らかの改正であるとか、そういった手続というのは必要になるんでしょうか。それも併せてお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

さきの質問でございますが、法律的に手数料については定められておりません。現実の問題としてどれぐらいかかるかということでございます。今回、講習等の費用も含めまして、近傍の金額を充てております。大きな市ですと、1万5,000円を充てておられる市町村がございます。和東町につきましては、東部3町村、それから山城管内の町村の金額、大体、近傍を類似させております。

2点目の水道料金の関係でございますが、基本料金が占める割合ということでございます。基本料金プラスアルファ京都府内の水道料金を比較する場合には、基本料金プラス10立米を使われた料金を基準に各町村比較をしております。

前回、町長のほうから答弁をしていただきましたけども、この比率が和東町では約7割弱になるということになりまして、基本料金が下がることについては大きな影響が出ると。月額算出はしておりませんが、年額で今の基本料金の約4割強の金額が使用料として入っている部分はその部分に当たりますので、それを触りに行くというのは難しいというのが現実でございます。

それを充てる財源が水道の中に持つておればいいんですけども、そういう基金を積んでるわけでもございませんので、現時点では基本料金を触りに行くというのは難しいということでございます。

なお、条例につきましては、大きな変更はないということです。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほどこの条例自身の今回の改正については、実態の問題と、また手数料の根拠という点でも、いわゆる研修料がそれだけかかるみたいな話がありますけども、特に何か根拠があるわけではないと。定められてないということですから、そういう点では不明な点もあるんですけども、この間のいろんな経済状況もあって、業者さん自身の存続も状況が大変悪くなっているということも聞いておりますので、そこは負担にならないように配慮する必要があるんじゃないかということと、それから最後に町長にお伺いしておきたいんですけども、今、言いました水道料金の関係ですけども、いわゆる私が言ってるのは、平時の話をしているんじゃないかと、前にも言いましたよね、こういった生活が大変なときに、皆さんが日常使っているライフラインである水道料金を一定期間でも、せめて基本料金だけでも免除されれば多くの方に恩恵のある施策になるんじゃないかと。

財源については特別会計であるということはありませんけども、やはりこういう緊急自体ということを考えれば、一般会計からの繰入れをしてですね、それもそんなに大きな額じゃありませんから、ずっとしなさいと言ってるわけじゃないですからね。そういう意味でも、財源的にというか財政的にも水道会計が破綻するわけでもありませんから、今般の非常時ということを鑑みてそういう措置をとってはどうかという提案をしているわけですね。ですから、それに対して平時の対応についてお話しされてもかみ合わないと思うんですね。あくまで生活が緊急事態という認識の中でそういったことをぜひ検討いただきたいと言っておりますので、最後にもう一度その辺、ぜひ検討していただきたいということで要望しておきたいと思うんですけども、町長の答弁を頂きたいと思います。

○議長（小西 啓君）



町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員が言われますように、こうした状態の中でということに非常に各面にわたって細かく考えていくことが大事であろうと。こういう点に立ちましては、行政としても和東町としても、住民のそういった生活にどう応えていけるか、これも同じ観点で立っております。

ただ一つ、こういうときで私たちも迷いますのは、一つ一つ多くの事業を抱えております。一つ一つする事業というのは、ここで入れられてここでは抜けた、こういうことになるわけなんです。個々に考えていくときっちりやっているということになるけども、抜けるということが起こります。和東町の場合には、住民の皆さんにどう応えるかということの全体的な中で軽減を図ったり、住民にこういう施策の中で考えてきておるわけでありまして、全てそういう方向で今、立っております。

そういう中で、今、建設課長も申しておりましたように、水道事業というのは、各それぞれの市町村で非常に違いますが、和東町の場合には、基本料で占めている割合というのが70%を超えていますので、そういう面があります。この辺のところでは一定期間ということではありますが、3か月、4か月の中で、また、細かいところの事務でもいろいろと変えていかないかん。それだったら、もっと全体的なところの制度の中で考えていくほうがいいんじゃないかと、こういう事情に立ちました。しかし、いずれにいたしましても、岡本議員が言われますように、今、住民が困っておられる。そういったところに寄り添って考えていくと、これは大事だと思っておりますので、今回補正においても、そういう観点からお願いしているところであります。

先ほどの改正の話が1万円でありましたが、先ほどありますように、水道法という上位法が改正されております。それに基づいて条例の改正でありますので、人数が少ないからやめておこうじゃなしに、条例の趣旨というのは期間なしに出せばずっとあ

るというんやなしに、やっぱり区切ってやっていくというのが管理上、大事だと、こういう観点の法律の趣旨があるわけです。法律が改正されたから、当然、我々、大小関係なしに市町村も改正していかなきゃならんと、これが1点であります。

それと、もう一つ、1万円の使用料であります。これは法律でそれぞれ取ることができるということはどこかにうたわれておると思います。和東町の取っておりますのは、企業といいますのは、企業の営業、自分とこの営業にやられる、そういうための申請であるわけですから、営業の一端でやられる手続上の申請でありますから、それは応分の手数料を頂きましょうと。先ほど言いました講習会とか、そういったものも頂きましょうというのが、これは各市町村の通常になっております。

先ほど担当課長も近隣市町村の説明をさせていただきました。和東町もそういう意味で、そういった企業の営業にされる手続上の申請ですから、応分の手数料を条例に定めていただいておりますと、こういうことありますので、ご理解のほうをひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第26号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第26号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号 和東町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第27号の提案理由を申し上げます。

技術士法施行規則の一部改正に伴い、和東町水道事業布設工事監督者の基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものであります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、議案第27号の説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第27号

和東町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和2年6月18日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、改正の条例でございます。

和東町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

和東町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「又は水道環境」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料No.27によりまして説明させていただきます。

めくっていただきまして、改正の概要を説明させていただきます。

和東町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 概要でございます。

1 改正の理由でございます。

「技術士法施行規則の一部を改正する省令」が平成29年12月28日に公布され、平成31年4月1日より施行されましたが、その改正において技術士試験の第二次試験について、20部門96科目のところ、20部門69科目に見直しされ、上下水道部門についても選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合され削除されました。水道法施行規則においても布設工事監督者の資格について改正されたため、所要の改正を行うものであります。

2 改正の概要

布設工事監督者の資格

技術士試験の第二次試験について、上下水道部門の選択科目が見直しされたことに伴い水道環境が上下水道及び工業用水道に統合され削除されたため、所要の改正を行

う。

### 3 改正条例の施行日

公布の日から施行

以上でございます。

審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第27号 和東町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第27号 和東町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第28号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第28号の提案理由を申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正により、令和元年10月の消費税率10%への引上げに併せて軽減強化を行っているところでありますが、さらに介護保険料軽減の実施を行いたく、また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少した被保険者に対し介護保険料の減免を行うため、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から、議案第28号を説明させていただきます。

議案書をお願いいたします。

議案第28号

#### 和東町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和2年6月18日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しを得ておりますので、3枚ほどおめくりいただきまして、資料No. 28の概要により説明させていただきます。

#### 和東町介護保険条例の一部を改正する条例 概要

##### 1 制定理由

所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料軽減措置強化のため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令が改正されたことに伴い、条例改正が必要となりました。

また、令和2年4月7日付閣議決定の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険料減免を行うこととし、条例改正いたします。

## 2 改正する条例

和束町介護保険条例

## 3 改正条例の概要

軽減率が引き下げられたことに伴い、介護保険料所得段階第1段階から第3段階までの社会保険料を引き下げます。

次に、表を載せております。

対象者に係る保険料率の区分、保険料率について説明させていただきます。

第1段階、改正前2万7,900円を改正後2万2,320円に、第2段階、4万6,500円を改正後3万7,200円に、第3段階、改正前5万3,940円を改正後5万2,080円に改正させていただきます。

また、附則第8条を追加し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者に対し、令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が定められている介護保険料を減免することといたします。

## 4 条例の施行予定日

公布の日、改正後附則第8条につきましては、令和2年2月1日適用とする。

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回そういった国の軽減措置によりまして、第3段階までのところについて、一定、保険料率が軽減されるという提案がありました。これは第1段階から第3段階で大体どれぐらいの方が対象になりますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

第1段階につきましては370人前後、第2段階については170人前後、第3段階については120人前後ぐらいの人数となっております。これにつきましては、おおよその人数でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

これ自身は、所得が少ない方に対して大変高い保険料がもともと課されているということから考えましても、こういった軽減そのものは大事なことだというふうに思います。

ただ、やはり第1段階におきましても、改正したとしても年間2万2,320円ということで、月額でいうと2,000円ぐらいの負担は月々かかっているという状況があります。2,000円というのは大体、介護保険が始まったぐらいの基準額だったと思うんですけども、それぐらいの負担を結局は今でも年金とかは増えてないのに負担そのものはこれだけ増えてるということですから、これ自身は大事なことですけ



ども、やはりさらに軽減をするように国にも求めていただきたいというふうに思いますし、町としてもこれにプラス独自の軽減措置も含めて考えていただきたいと思います。

確認しておきたいんですけども、いわゆる和東町の基準額に当たる段階の方は第何段階になるのかですね、そういった方というのは、所得上はどういう方になりますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

和東町の基準になります段階としましては、第5段階ということになります。第5段階につきましては、本人は住民税非課税でございますが、世帯課題の方で本人課税収入額と合計所得額の合計が80万円を超える方というところが基準のところとなっているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる第5段階がそこに当たるんですけども、要は、本人非課税ですよ。世帯としては課税かもしれないけれども、一応、各1人1人に保険料がかかってきますから、本人としては非課税という状況であるのにやっぱり保険料がかかってくるという状況があると思うんですね。ですから、全体として低所得の方が多い状況の中で、今回、第3段階まで軽減されておりますけど、あとの4とか5とか、そういった方というのは全く手当されてないという状況がありますので、その辺、もう少し幅も広げて軽減を行うように国に対しても引き続き要望いただきたいというふうに思うんですけども、それで、今回、附則8条として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者に対して減免するということが追加されましたけども、こ

れは具体的にはどういう基準になりますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、説明のときにも申し上げておりましたけども、国民健康保険なり国民年金等ですね、これに合わせました社会保障費の関係の減免措置と同じような形になります。まず、これにつきましては、収入が前年の収入よりおおよそ3割以上下がった方が主な対象となってくるということでございます。これにつきまして、所得金額に応じまして、全部または10分の8の減免措置を行うということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

これは新型コロナウイルス感染症対策ということで、国保も含めまして、国民年金も含めて軽減を行うという措置の一環だというふうには伺っております。今、言われましたように、前年度所得よりも3割以上の減少があった場合ということが大体の基準になっているということなんですけども、例えば、町としては、こういう対象になる方というのはどのように把握されるのか、これを受ける場合は、自分は3割減ったというふうに思われる方が自分で軽減申請を行うということでされるものなのか、町として何らかのそういう働きかけとか周知も含めて行って適用できるようにするという、その辺のこれを適用する際の手組というのはどうなりますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

ただいまの質問ですけれども、主に、これの対象になられる方につきましては、満65歳以上の第1号被保険者の方になります。この65歳以上の方につきましては、大半が年金収入の方ということでございます。うちのほうから特段、この人はということで特定することではなくて、住民の皆様の方から著しく収入が減ったということでご相談いただいたときに、今年の方につきましては、年度が始まってまだ6月でございます。1年間の想定収入をおおよそ計算していただきまして、大体このぐらいの減額幅が起り得るといってご相談をいただいたところで算定させていただいて、減額・減免させていただくということでございます。

仮にこれが来月7月以降、急に収入に伸びて、実際に計算で現時点で3割以上の減収であったと思われても、実際、12月を過ぎた時点で1割、2割の減収であったということでありまして、改めて算定し直すことはない。一度減額してしまえばそのままの保険料で行かせていただくということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いずれにしても、これは申請主義というかね、本人さんがそうかなと、大分収入が減ったんじゃないかというふうに感じるというか実際確認して、それを町のほうに相談して申請に至ることになると思うんですけども、そうなりますと、よっぽどちゃんとかういう制度がありますよということを丁寧に周知して、これは介護保険だけじゃないんですけど、言われますように、国民健康保険にしても国民年金にしてもそうなんですけども、制度として知らなかったら、仮に対象になっておられたとしても知らないまま過ぎてしまうということが起こったら、その方にとっては大変不利益な状況になります。ですので、やはり町としては、様々な機会をとらえて、こういう制度があるので、一度、自分の収入というものを確認いただいて、これはどうもと思

ったら、ぜひ相談を気軽にさせていただきたいと、そういった働きかけが大事になってくると思うんです。

今ちょうど税金とかですね、国保もそうですが、いわゆる通知書を送られたりして、一定、そういう文書などで周知されているのかしれませんが、これまでも防災無線等では一切そういうことは流れませんよね。ですから、そういった意味では、こういうことも含めて、通知だけじゃなくて、耳から入ることも含めてちゃんと周知していただくということが鍵になると思うんですけれども、その辺はどのようにされますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

福祉課所管の介護保険料の関係でございますが、算定につきましては、一応、本算定が7月となっております。7月に算定した後でお気づきになられて申請・ご相談いただいた方につきましても改めて算定し直しまして、減額なりということを見せていただくわけなんですけれども、今、岡本議員から質問がありました周知の関係でございますが、これにつきましては、保険料の確定の通知を送らせていただく際なり、また、今おっしゃられましたように、あらゆる機会を通じて住民の方々には周知させていただいてご理解いただき、また、この制度が全ての住民様にご利用いただけるような形を極力とっていきたいなと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

ほか、ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第28号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第28号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時33分～午前10時45分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員会委員の任命の件につきまして、農村振興課長より答弁の申出がありましたので、許可いたします。

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

先ほど和東町農業委員会委員の任命につきましてご同意いただきました中で、氏名におきまして誤りがございましたので、今回訂正させていただきますので、よろしくお願いたします。

同意第13号で氏名、中尾恵美（めぐみ）さんを（えみ）さんと読み間違えました。めぐみさんでございますので、訂正をよろしくお願いたします。

それと、同意第14号、氏名、藤田敏幸（ふじたとしゆき）さんを（まえだとしゆき）さんというふうによ見間違えております。藤田敏幸（ふじたとしゆき）さんでございますので、訂正させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

日程第 8、議案第 29 号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 29 の提案理由を申し上げます。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が本年 5 月 25 日に施行されたことにより通知カードが廃止されたため、再発行の手数料を規定している和東町手数料徴収条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、私のほうから、議案第 29 号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願います。

議案第 29 号

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 2 年 6 月 18 日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

## 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

和東町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。第2条第1項中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号を第26号とし、第28号を第27号とする。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

右側のページに資料No.29として新旧対照表をつけております。ご覧いただきたいと思っております。

### 現行

第2条の種類及び金額等におきまして、手数料の種類及び金額は、次のとおりとするという規定がございます。

そのうち、第25号でございますが、通知カード（再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。）1枚につき500円ということで、個人番号の通知カードの再交付の手数料として、1枚500円という規定がございますが、今回の改正によりましてこの部分を削るという改正でございます。

冒頭、町長からの提案理由にもございましたように、今回の法改正並びにそれに伴う政令の施行によりまして、個人番号通知カードの新規発行につきましても、5月25日をもちまして廃止ということになりましたので、それに併せた改正でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回、いわゆる通知カードの発行が廃止されたということで、それに伴って今回こういう条項が不必要になったことで改正になったわけですが、これは5月でもってカードが発行されなくなったということですが、新たに出生されていくよう

な番号そのものは発行されているとは思いますが、この通知カード以降についてはどういう扱いになっているのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

個人番号通知カードに替わりまして個人番号通知書というのが地方公共団体情報システム機構から発行されます。通知書につきましては、送付用の封筒の中に宛て先が書かれた台紙、それから個人番号通知書、交付申請書、これにつきましては個人番号カードの交付申請書になります。パンフレット、それから個人番号交付申請書を送る返信用の封筒ですね、これらが同封されまして送られてくるという手続になります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、これはマイナンバーの制度がスタートしまして、直後にこういった通知書が送られたわけですが、当時、いわゆるこの通知カードについて、今でもそうですけども、情報の管理であるとか、情報漏えいのおそれが否めないということもありまして、また、いわゆる国としてそういう番号制度を導入することによって、個人の管理といいますか、総背番号制といったような道を開くのではないかという危惧なんかもある中で、そもそも受け取らないという方も当初それなりにおられたと思うんですけども、結局、今現段階でこのカードを廃止になったわけですが、どの程度、そういったケースというのは最後残ったのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。



○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今のご質問は、届いてない件数ということでしょうか。

まず、平成27年11月頃に一斉に送られておるわけですがけれども、転送不要の書留で送られております。郵便の配達の際に不在の場合、郵便局が持ち帰られて、その後、不在票も入れられていると思うんですが、受け取りがなくて保管期間経過ということで帰ってきたものが11件、それから宛てどころに訪ね当たりませんというのが9件、あと、通知カードが発行されたものの、その後、死亡なり転出なりで送付できないものとして保管しておるのが17件、それから受け取り拒否が2件、その他ということで、これはどういうものか私も把握してないんですが、それが3件、計42件でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる平成27年11月に通知されて、いろんな事情がありますけども、それから5年ぐらいたっても40件に結局渡ってないという報告でした。そういう点では、さっき町長が言われたマイナンバー制度の国が言っているような利便性を向上させるであるとか、様々なそういったものというのが、そもそも行き渡らないという現状が今も残っているということが明らかになっていると思います。

もう一つですね、マイナンバーカードというのは、一応、通知して、国のほうはカードを発行してくださいということでいろいろ特典をつけてやってると。今回、定額給付金のオンライン申請というのもありまして、これはマイナンバーカードが必要ということの中でされたということなんですけども、今現在のマイナンバーカード自身の発行というのは本町ではどの程度ですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

5月31日現在の締めということですが、実際、手に渡った件数としては320件でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

320件ですね。ということは、本町は大体、今、住民の方というのが3,800前後だと思いますけども、1割にも行ってないというのが現状だというふうに思うんですね。ですから、かなりこのマイナンバー制度というのが、国自身はかなり鳴り物入りという形で導入したわけですけども、住民の中にはこの制度に対するいろんな意味での違和感であるとか不安というのがありますし、大変定着してないという現状があるというふうに思います。

町長に最後伺っておきたいんですけども、今、国のほうは、今回の新型コロナウイルスの関係で、給付金のオンライン申請をするに当たって、マイナンバーカードを使うということでされました。しかし、実態的にはかなり混乱がありまして、なかなか進まないという状況があって、多くの自治体でやめるという動きが広がりました。それを受けて国のほうが、今、逆に、そういう預金口座とのひもつけがちゃんとしてないから進まないんだみたいなことで問題をすり替えて、逆に、カードの普及のために利用しようというような動きになっておりますけども、今回の給付金との関係でも、結果を大変取り違えておりますし、大変悪質なすり替えだというふうに私は思うんですね。

やはり今、現状にもありましたように、多くの方がこの制度について疑問を持っておりますし、情報漏えいのことも頻繁に起こっております。その中で、こういった形

で無理やりカードを普及させようというようなことについては、やはり住民の個人情報自身を守れない方向にもなりますので、それを末端で管理されている町の責任者としては、そういった無責任なことはしないようにちゃんと要望していただきたいと思うんです。住民の方の個人情報を守るという立場でそういった要望もしていただきたいと思いますし、町長自身がこういったことにどういうふうに感じておられるのも含めて考えを聞いておきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

このたびのコロナウイルス問題で、先ほどの交付金の問題、各個人に配付すると、安全性の問題とかいろいろ考えて、例えば、近隣の韓国の例と併せて非常に遅れていると、こういう指摘で把握されております。確かに、そういう面では、きちっと1人1人そういうカードで登録されていると非常に早いわけなんです。

今、岡本議員が言われますように、それぞれプライバシーの問題、いろんな問題が心配されています。ましてや人権の問題、こういうところで、韓国のやられている方針と日本が取り組んでいる方針の差がある。やはり人権とか人の生命、いろんなところに関わるところに十分気をつけていかなきゃならないというのは当然の話であります。

確かに、今回、遅れというのが非常に目立ちまして、総務省あたりは、それは普及していかなきゃならんという立場で考えております。しかし、日本でやってきた取組というのは、1人1人の人権を大事にしていかなきゃならない。人権の国だという日本の民俗、文化があるわけでありまして。それにのっとった制度というのは慎重にとっ

ていかなきゃならない。

今、国のほうでは、これを早くやろうということで、今、岡本議員が言われますよ

うに、併せてやっていこうという話を進めております。それはそれとして国のほうでも議論されているわけですから、それと併せたものが日本のものが全部それは省略できるという立場ではないだろうか。その日本文化にのっとった中で慎重に進めていかなきゃならないというのが大事であろうと思います。まさに今そういった面で国で議論されて、その方向で進めておられるわけですので、それを見守っていくというのが大事であろうと。

繰り返しますが、今、必要だから、早くしなきゃならんから、今までやっていた日本の隣接との大きな文化の違いが色々あった。そのよいところが日本にあるわけですから、それをなくしてしまうということはない。今までやってきた続いた中でいい方向というのは十分議論していく大事なときでもあろうかというように思っております。私はそういう考えで国の動きというのを見させていただいております。

当然、こういったことはそれぞれの市町村は、皆、抱えている中では、十分市町村間でも議論しながら、今、言われますように、声を上げるべきときにはそういった団体を通じて国にも言うときには言っていかなきゃならないということで、当然、市町村間においても機会あるごとに議論はしていかなきゃならんというように思っております。

今回、質問は出ておりませんが、その市町村会とか、いろんな大きな役割、今日の新聞でも見ていただいたら分かりますが、圏域の問題というのは非常に国でも進んでおります。そういったところには、市町村会からも、もう少し慎重ということで懸念を上げていたら、その懸念の方向を受け止めていただいてやはり広域連携は進めていかなきゃならんけども、圏域はもう少し慎重にしましょうということで我々の声を聞いていただきました。こういう実績もあるわけですので、慎重に我々の考えていかなきゃならんことも議論していくいい機会だと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 29 号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 29 号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 30 号 和東町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 30 号の提案理由を申し上げます。

全てのひとり親家族の子供に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消すること等を柱にした令和 2 年度税制改正大綱が決定され、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和 2 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、関連する和東町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きますので、私のほうから、議案第30号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第30号

和東町税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和2年6月18日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、和東町税条例の一部を改正する条例でございますが、議長のお許しを頂いておりますので、資料No.30の新旧対照表以降、20ページに概要をつけておりますので、そちらによりまして説明をさせていただきたいと思っております。

和東町税条例の一部を改正する条例の概要ということで、まず、改正理由でございます。

先ほど町長からの提案理由にもございましたように、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日に施行されたことから、法及び政令の改正に併せて改正するものでございます。

2番として、改正の概要でございます。

今回の改正につきましては、第1条による改正と第2条による改正に分けております。

まず、第1条による改正で、個人住民税におきましては、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひと

り親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するためということで、まず、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しということで、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の控除(控除額30万円)を適用する。

あと、個人住民税の人的非課税措置の見直しということで、今の(1)に伴いまして、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父または母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とするものでございます。

その他の改正といたしまして、たばこ税におきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しということでございます。

国のたばこ税と同様、軽量の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とするということで、令和2年10月から2回に分けて段階的に実施する第1段目ということでございます。

また、第2条による改正では、法人住民税として、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応ということで、こちらにつきましては、税条例の第31条、第50条、第52条に関係するものでございます。

国税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされておりますが、法人住民税法人税割及び法人事業税所得割については、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講ずる内容でございます。

また、たばこ税につきましては、先ほどの第1条による改正の第2弾に当たりますが、令和2年10月から2回に分けて段階的に実施する第2段目でございます。

その他、法律、政令改正によりまして条項番号に変更なりズレが生じたことに伴う整理の改正がございます。

改正条例の施行日でございますが、全般的に、原則として令和2年10月1日でご

ございますが、下表をつけておりますが、改正条文によりまして施行日が令和3年1月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日、あと、第1条中の附則17条第1項、第17条の2第3項につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律の附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日に属する年の翌年の1月1日という施行日となっております。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回のそれぞれの改正については、今、説明を受けたということで賛成できる中身だと思っておりますが、これに関連しまして、先ほど介護保険条例の関係もありましたけども、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な経済状況の悪化の中での支援ということで、国保税や介護保険料とか後期高齢者医療であるとか、そういった部分について特別な措置も行われておりますけども、こういった町税に関する部分についてはどういう扱いをされているのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

町税に関しましては、減免につきましては税条例の中に定めておりますが、減免でございます。

また、それ以外に、コロナに関連しまして徴収猶予の制度もございますので、そちらにつきましては、4月の固定資産税を皮切りにといたしますか、各税につきまして徴



収猶予のご案内も一緒に入れて送らせていただいております。

また、先ほど出ておりました国民健康保険税につきましては、減免要綱の改正もございまして、今回6月10日に当初の通知を発送しておるんですけども、そこにはコロナの関係の減免のご案内とまた徴収猶予のご案内も一緒に入れております。

また、本町のホームページの緊急情報のページにもこの減免の関係、また徴収猶予の関係を掲載しております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる税条例の中に確かにもともとから減免規定がありまして、その措置を行うということが必要だと思いますけども、参考に、町の税条例の中の減免規定ではどのような規定になっておりますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

まず、町民税の減免につきましては、第51条におきまして、次の各号のいずれかに該当するもののうちということで、生活保護法の規定による保護を受ける者、当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者、学生及び生徒、公益社団法人及び公益財団法人ということで、そういう方々に対象となっております。

それから、軽自動車税につきましては、身体障害者の減免がございまして、また、広域の関係がございまして。

それから、固定資産税につきましては、生活保護受給者の住居に係る部分でございまして。

それから、国民健康保険税につきましては減免要綱を定めておまして、今回のコロナの関係でいいますと、先ほどの介護保険とも同様なんですけども、去年の事業収入等でございますが、今年の収入の見込みが3割以上落ちるであろうという見込みの方につきましては、減免の対象となるということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる国保であるとか介護の保険料については国からの通知もあるわけですけども、町税に関してはいわゆる従来からある減免規定を適切に活用していくということが大変大事だと思いますし、農家も含めまして収入の減少であるとか、また、生活の悪化というのが明らかに広がっているわけですから、その辺はやはり適正に規定を適用していくということが大変必要だと思うんですけども、それをしていく上でもしっかりとした相談体制であるとか、また、こういった規定があるということをちゃんと周知して利用してほしいということを広く周知してですね、必要な方はちゃんと適用していくということが当面大事だというふうに思いますけども、その辺はどのようにしていただけますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

周知の関係でございますが、繰り返しになりますけれども、当初の課税の決定の通知の際に、先ほど申し上げました徴収猶予であったり、また例年、通知と併せて、課税通知を送りますというお知らせ的な文書、チラシ的なものを入れておりますけれども、そこにも減免の規定につきましては掲載しております。

また、それと併せまして、各税におきましてそういったチラシを入れておりますこ

とと、あと、ホームページにも掲載しております。

また、先ほどございました防災無線等の利用につきましても、毎月末に口座振替のご案内をしておりますけれども、それと併せて、できる範囲でしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最後にしますけども、やはりこれまで防災無線のほうでの税の減免とか、そういった部分についての情報というのは聞いたことがありません。今、言われましたように、納め忘れはありませんか、納税をしてください、口座振替は便利ですよとか、そういう部分での周知は何遍も聞いたことがありますけども、この間、新型コロナウイルスの感染拡大の中でこれだけいろんなことが起こっているという状況の中でも、そういった周知は一度もなかったと思うんですね。ですから、やはり税の担当課としては、税の今の申告状況とかも含めて、住民の方の今の状況というのは一番分かると思うんですね。

もちろん納税というのは義務ですから、払えるという方は速やかに払っていくとか、また、そういったいろんな形でちゃんと払っていくということは当然なんですけども、ただ、やはりこういうときですから、一方で、今、そういう大変な方についてはこういう制度がありますし、広く気兼ねせずに相談していただいて利用してくださいということを毎日でもちゃんと放送すべきだと思うんです。それはすぐできることですから、しばらくはそういうところもちゃんと連続してやるということもですね、税住民課だけじゃありませんけど、そういった今、使える制度等についてちゃんと周知していただきたいと思いますので、それはぜひお約束いただきたいと思います。

町長に聞いておきます。町長として、そういった負担に関わる部分についての周知については、そういったことも使って分かりやすく広く周知して、気軽に使ってくだ

さいということ町長としてもこの場で住民の方にもちゃんとメッセージを送っていただいて、各担当課にそういうことを丁寧にやるようにぜひ指示していただきたいと思えますけども、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長、簡単、明瞭に短くお願いします。

○町長（堀 忠雄君）

行政全てですが、条例に基づいた住民にお願いをしております。納税であれば納税してくださいね、そこから行きますし、こうしてくださいねからが第1です。

そして、次に、岡本議員が言われますように、納税できない場合には、相談とか、そういった中で対応していくというのが本来であります。

先ほどの税で申し上げます税務相談、また通知のとき、そしてやっていくと。だから、それはどちらかという第二義的に行きますので、1はやっぱり納めてくださいねとスタートしていくと思います。納められない方はご相談してくださいね、これは大事だと思います。やはり住民にも寄り添った行政というのは、これは全てにおいて大事なことです。これは全ての行政サービスにおいてはそういったことが大事だと思っておりますので、今後、十分行政に反映をさせていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

私、勉強不足かも知れませんが、行政言葉は分かりにくいので、再度、かみ砕いて説明いただきたいんですけども、20ページの第1条による改正の2. 個人住民税の人的非課税措置の見直しですけども、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対

する個人住民税の人的非課税措置を見直し、独り親及び寡婦（独り親を除く）を対象とする、何かもう一つ分かりにくいんですわ。説明のほうをお願いしたいです。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

言葉の意味ということだと思っんですけれども、まず、寡婦につきましては、配偶者と死別、あるいは離別された女性、男性を表す寡夫につきましては、意味としては一緒ですね。配偶者と死別または離別された男性ということになります。

単身児童扶養者につきましては、児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父または母、このとおりなんですけれども、親一人で子供を面倒を見ているというか、育てているお父さん、あるいはお母さんということでございます。

個人住民税の人的非課税措置でございますが、所得135万円というのがございますが、それ未満の方については非課税であるということでございます。

あと、今回の改正の趣旨といたしましては、要は、性別に関わりなく、また、既婚・未婚に関わりなく、こうした非課税の措置、あるいは控除について同一の条件といたしますか、同じ適用を受けられるという改正でございます。今まで男性についてはハードルが高いというか、そういう部分もありましたし、また、未婚の独り親、いわゆるシングルマザーというんでしょうか、そういう方についてもなかなか控除が受けられないというのがありましたので、それを男性であっても女性であっても、婚姻歴があろうがなかろうがということで、同じにしていくという内容でございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

何か分かったような分からんような。要するに、個人住民税の人的非課税措置を見

直し、ひとり親及び寡夫を対象とするということは、男の寡夫、単身児童扶養者を省く、要するに、今まで非課税措置になっていた人が除去されるというような意味にとれるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

単身の男性につきましては、ひとり親のほうに入ります。

寡婦というのは、ひとり親を除くというのは、結局、未婚の女性を今回ここに入れるという意味でございます。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第30号 和束町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第30号 和束町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中でありますが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時28分～午後1時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第31号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第2号）、議案第32号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第33号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第31号から議案第33号の提案理由を申し上げます。

議案第31号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、茶業経営支援給付金事業や移動スーパー用車両購入補助金事業、避難所用間仕切りなどの新型コロナウイルス対策事業、祝橋や町道山口線整備事業、和束茶のブランド力向上を目指した「和束茶・駆けるプロジェクト」事業等において

議案第32号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、直診勘定における人事異動等に伴う人件費や老朽化した診察台の更新等において

議案第33号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、保険事業勘定における国・府負担金等の返還金等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案第31号について説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

### 議案第31号

#### 令和2年度和束町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,750万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,560万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月18日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

15 款国庫支出金、6億2,295万4,000円、4,665万8,000円、6億6,961万2,000円。

16 款府支出金、1億4,998万1,000円、517万9,000円、1億5,516万円。

18 款寄付金、1,000円、15万5,000円、15万6,000円。

19 款繰入金、2億7,936万2,000円、3万7,000円、2億7,939万9,000円。

20 款繰越金、500万円、1,472万1,000円、1,972万1,000円。



2 1 款 諸収入、3,893 万円、25 万円、3,918 万円。

2 2 款 町債、4 億3,340 万円、3,050 万円、4 億6,390 万円。

歳入合計、37 億1,810 万円、9,750 万円、38 億1,560 万円。

1 枚おめぐりいただきまして、続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2 款 総務費、11 億2,458 万6,000 円、2,129 万9,000 円、11 億4,588 万5,000 円。

3 款 民生費、6 億9,981 万9,000 円、411 万4,000 円、7 億393 万3,000 円。

4 款 衛生費、5 億4,560 万2,000 円、18 万1,000 円、5 億4,578 万3,000 円。

5 款 農林業費、1 億3,270 万8,000 円、3,341 万円、1 億6,611 万8,000 円。

6 款 商工費、1 億197 万5,000 円、405 万円、1 億602 万5,000 円。

7 款 土木費、2 億5,432 万円、2,781 万4,000 円、2 億8,213 万4,000 円。

8 款 消防費、2 億2,566 万円、586 万7,000 円、2 億3,152 万7,000 円。

9 款 教育費、2 億1,731 万3,000 円、76 万5,000 円、2 億1,807 万8,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続いて、めぐっていただきまして、第2表 地方債補正でございます。

1. 追加ということで、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

道路拡幅改良事業（過疎対策）、1,500 万円、証書借入又は証券発行、年5.

0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

追加の合計につきましては、1,500万円で同額でございます。

続いて、2ということに変更でございます。

こちらにつきましても、起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

祝橋整備事業（過疎対策）、4,250万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後の限度額でございます。5,750万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様の内容でございますので、省略をさせていただきます。

続いて、町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、360万円、補正後の限度額が410万円ということでございます。

計につきましては、補正前4,610万円、補正後6,160万円。

以上でございます。

続いて、予算に関する説明書、令和2年度和束町一般会計補正予算（第2号）、No.31に基づき説明をさせていただきます。

1ページから4ページの総括につきましては、議案書と重複しますので省略させていただきます。5ページ、6ページをよろしくお願ひしたいと思います。

まず、歳入でございますが、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額773万2,000円。

これにつきましては、1節総務管理費補助金ということで773万2,000円。  
主なものといたしまして、過疎地域等自立活性化推進交付金680万円を計上させて  
いただいております。

同款、同項、6目消防費国庫補助金、211万4,000円。

1節消防費国庫補助金ということで、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（感染拡  
大防止）ということで100万円、消防団設備整備費補助金ということで111万4,  
000円計上させていただいております。

同款、同項、7目農林業費国庫補助金、補正額3,304万7,000円ということ  
で、1節農業費国庫補助金。

内容といたしましては、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（茶業経営支援給付  
金）で3,004万7,000円、農産物直売所整備といたしまして300万円計上さ  
せていただいております。

同款、同項、8目商工費国庫補助金で補正額が300万円でございます。

1節商工費補助金で新型コロナ対応地方創生臨時交付金（移動スーパー用車両補  
助）ということで300万円計上させていただいております。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金で400万円の補正額でござ  
います。

これにつきましては、1節総務費管理補助金ということで、きょうと連携交付金、  
運動公園側溝整備事業100万円、コミュニティ振興事業ということで300万円、  
計400万円を上げさせていただいております。

続いて、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で補正額が1,472万1,000

円でございます。

1 節前年度繰越金で予算計上させていただいております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

2 2 款町債、1 項町債、6 目土木債で補正額が 3,050 万円でございます。

1 節道路橋りょう債ということで、内訳といたしまして、過疎対策事業債、道路拡幅改良事業 1,500 万円、祝橋整備事業 1,500 万円、町道撰原下島線拡幅改良事業 50 万円、以上、上げさせていただいております。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が 591 万 2,000 円でございます。

主なものにつきましては、4 月の人事異動に伴う職員人件費の増でございます。

続いて、同款、同項、2 目企画費で補正額 1,123 万円でございます。

主なものといたしまして、1 節報酬ということで会計年度任用職員の報酬 143 万円、1 2 節委託料ということで 774 万 5,000 円、内訳につきましては、茶器製作委託料、ふるさと納税の返戻品の関係でございますが、214 万 5,000 円、おもてなし茶室デザイン・製作業務委託料 400 万円ほか、和東茶かけるプロジェクト事業で計上させていただいております。

続いて、11 ページ、12 ページをお願いいたします。

同款、同項、3 目文書広報費で△297 万 6,000 円の補正額でございます。

これにつきましても、4 月の人事異動に伴うものでございます。

同款、同項、4 目活性化対策費、219 万 3,000 円の補正額でございます。

主なものといたしまして、1 4 節工事請負費 200 万円、また 1 8 節負担金補助及

び交付金ということで、コミュニティ振興事業補助金ということで600万円、これにつきましては、湯船会館屋根等改修事業でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、704万5,000円の補正額でございます。

主なものといたしましては、4月異動に伴う職員人件費の増でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、△391万2,000円の補正額でございます。

これにつきましても、4月の人事異動に伴う職員人件費の減ということでよろしくをお願いいたします。

15ページ、16ページをお願いいたします。

5款農林業費、1項農業費、4目茶業振興費、3,004万7,000円の補正額でございます。

主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金ということで、茶業経営支援給付金3,000万円を計上させていただいております。

同款、同項、6目農業施設管理費、補正額300万円でございます。

18節負担金補助及び交付金ということで、和東町地域力推進協議会負担金300万円を計上させていただいております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で300万円の補正額でございます。

18節負担金補助及び交付金ということで、移動スーパー用車両購入補助金ということで300万円計上させていただいております。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で△374万9,000円。

これにつきましては、4月の人事異動に伴う職員人件費の減額でございます。

同款、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、3,050万円の補正額ござ

います。

12節委託料といたしまして2,550万円、測量設計業務委託料、14節工事請負費500万円を計上させていただいております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、360万2,000円の補正額でございます。

主なものといたしまして、17節備品購入費ということで消防用備品、各消防団に対しまして救助用器材の整備、各分団に配備する予定でございます。

21ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいております。後ほどまたお目通しのほうをよろしく申し上げます。

なお、特別会計につきましては、それぞれの担当課長から説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

私のほうからは、議案第32号についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

議案第32号

令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億443万円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額

並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月18日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

6款繰入金、3,356万円、△57万円、3,299万円。

歳入合計、1億500万円、△57万円、1億443万円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款総務費、7,363万2,000円、△61万3,000円、7,301万9,000円でございます。

2款医業費、3,115万5,000円、4万3,000円、3,119万8,000円でございます。

歳出合計につきましては、歳入合計と同じでございます。

次に、予算に関する説明書、令和2年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（直営診療施設勘定）No.32をご覧ください。

めくっていただきまして、1ページから4ページの総括につきましては、議案書と重複しますので省略させていただきます。

5ページをご覧ください。

歳入。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、△57万円でございます。

めくっていただきまして、次に、歳出でございます。

主なものについて説明させていただきます。

1款総務費、2項施設管理費、1目一般管理費、61万3,000円の減額でございます。

2 節給料につきましては、4月の人事異動に伴う80万円の減額でございます。

1 3 節使用料及び賃借料27万4,000円につきましては、心電計リース料23万8,000円を計上させていただきました。

9 ページ以降につきましては給与費明細を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第33号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第33号

令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,840万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月18日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。



3 款国庫支出金、1 億 5,650 万 5,000 円、1,000 円、1 億 5,650 万 6,000 円。

9 款繰越金、1,000 円、799 万 9,000 円、800 万円。

歳入合計、6 億 6,040 万円、800 万円、6 億 6,840 万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

4 款地域支援事業費、3,328 万 6,000 円、1,000 円、3,328 万 7,000 円。

7 款諸支出金、72 万円、799 万 9,000 円、871 万 9,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 33 予算に関する説明書、令和 2 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（保険事業勘定）をよろしくお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは総括でございますので、省略させていただきます。

5 ページをよろしくお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 799 万 9,000 円。

1 節前年度繰越金ということで、799 万 9,000 円でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、歳出でございます。

これにつきましても、主なもののみ説明させていただきます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 799 万 9,000 円。

2 2 節償還金利子及び割引料といたしまして、国・府返還金として 799 万 9,000 円を計上させていただいております。

9 ページ以降につきましては給与費明細となりますので、後ほどお目通しいた  
きますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

○議長（小西 啓君）

9 番、畑議員。

○9 番（畑 武志君）

それでは、何点かお尋ねをしてみたいです。

最初に、今回の大きな補正のテーマは、茶業経営支援金の3,000万円、そして  
移動スーパーの300万円と、私はこのように理解しているわけでございます。この  
茶業経営支援金3,000万円について、これまでに至った経過を堀町長にお聞きし  
たいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、和東町は基幹産業として茶業でありますし、そして山なりの茶畑  
の景観、これによって和東茶が支えられておると。そういう生業景観、これが和東町  
の一番軸になっておる。

日頃から高齢者問題、また後継者対策ですね、こういった課題を持ちながら、昨年  
は晩霜で非常に所得が落ちました。今年こそ回復するだろうと私たちは望んでおりま  
した。しかしながら、昨年在2割強落ちておる。そこへもってまだ3割が落ちていく  
という、こういう状況にありました。これはやっぱり農家の方に頑張ってもらいた  
く。和東町の基幹産業である農家というか、そういう関連ですね、そういう方というの

激励をしていかないと、和東町はお茶のまちだと言っている中では非常に難しいんじゃないかということで、今回いろいろと検討させていただきました。

そういう中で、農家に対して頑張ってくださいということで今回給付させていただくというのが大事だと、こういう判断に立ちまして、今回こういう事業を設けさせていただきました。そして、農家戸数を調べていただいて、概算して、単純に掛けて、そしてこの予算を出させていただいて今回提案させていただいたと、こういうことをございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

農家の一人として、今、町長の考え方を非常にありがたく思っておるわけでございます。

先ほど町長からお話がありましたように、去年は晩霜被害、今年はまさかコロナがここまで引っ張ってくるかなと、こういう思いもございました。

現状としましては、昨年の7部作、去年は落ちてるところに、そこから7部と。二番茶の製造がこれから始まるんです。これに至って見通しは全然立っておりません。私も2、3日前にお茶を刈りましたが、仕方なくやっているというような状態で、非常にこれは深刻な問題で、皆さん、これからかかっていくわけですが、どこまで果たして茶の価値が出てくるのか、これは不可能でございます。悲観的なことばかり言ったら申し訳ないけど、恐らく作ったって売れないだろうという見通しもしております。

過去、農家の方から、私、いろんな方からお話をこれについてお聞きをしております。今さら10万円頂いて何やねんという方もおられます。もっともっとくれるんじゃないかと、こういう見方ですね。それはね、私、何回も言うんですけど、もらうのにこしたことはないやろうと。しかし、3,000万円ほどの金を投資していただい

ているので、ありがたく思ってくださいよという話をしたら納得していただきました。

サラリーマン、あるいは一般の方から、何で農家だけやねんという逆のお話もお聞きいたしました。しかし、和東町は基幹産業はお茶だということで、こういう方針に基づいて、それも納得していただいたんか分かりませんが、商売屋の方については納得していただいております。目の前にお金を払わんならんという生産経費がかかっておりますから、その金をちょっとでも足さんならんということで、向こうにしてみたらプラスになりますから、これはありがたいことです。

人間て勝手なもんです。いろんな見方をされている。せっかくよかれとしたかて、こういう見方もあれば、喜んでおられる見方もある。これについては本当にどのように解釈したらいいのか私も腹が立つなという思いも大分いたしました。

町長は今までやっていただいたけど、これについてももう少し踏み込んだ考えをアピールしてください。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

こういった住民の皆さんの要望に応じていくというのは非常に難しいところがあります。朝からのご質問もありますように、非常に部分的にしていってみんなそうなんですけども、それを全部受け止めていけるというのはなかなかできない状態にあります。今回は茶農家というのがありますが、これで全部じゃなしに、ご案内のとおり、農協からご案内させていただいたりですね、経営としての個人であれば100万円までが限度です。法人であれば200万円まで。そして、いろいろな施策を打ちながら、融資もあれば、こういったことを総合的に今、取り組んでいくことが大事だろうと。その中で、先ほど和東町のまちづくりという観点から、皆、違うところでやって見ているわけにいかない。日頃から生業景観を持ちながら町の軸になっている。先ほど金額の問題で、金額でいけば不十分だけど、これもできるような状態ではありません。

しかし、激励をしていく、頑張ってもらおうというのも大事だということで、こういう施策を打ちました。

ところが、これからこの施策だけでいいのか。やっぱり支えていただくのは、和東町の山なりを景観を頑張っておられる。それを誇りにしていかなきゃならない。そして、若い人には、そういう誇りが次の後継者につながっていく、それを支援していこうという思いは、和東茶のブランドを高めていかなきゃならない。そういう中で、企業とか、今も地域力で新しく東京のほうともタイアップしながら今やっている。これは世界に発信される。そして、今、いろんな京都の菓子メーカー、また全国的にいろいろタイアップしながら、和東茶という名前を出しながら、石垣島から北海道まで製品が流れると、こういう状況でしながら、和東のブランドを上げていく。そして、頑張っておられる農家に応えていくというのも大事だろうと、こういうことを総合的にやっていかなきゃならない。この予算でも金額は少ないわけですけども、そういうことを考えていかなきゃならない。

それと、もう一つは、この農家を守るということだけでもいけません。今、言われましたように。和東町には商売屋さんもおられるわけですから、いろいろな中で、やっぱり商工会が一番課題とされている、私は今回、商工会から要望を受けておりました。その要望は商工会の総意であろうというふうに尊重して考えますと、この実現に努力させてもらわなきゃならんのかなということで、その要望に基づいた措置というのを入れました。そして、総合的にやっていかなきゃならんのかなと、そういう思いがあります。これでもまだ足りないというところは十分いろいろな面が出てきますが、そういったことも知恵を伺いながら、国のほうでは1次、2次といろいろありますが、朝からもありましたが、そういうことを注視しながら、和東町としての考え方をやっていかなきゃならないというように思っております。

当初、私、2次までは詳しく分からなかったものですから、先ほどの農業でも単費でもやろうやないかということで起債中心でやっておったんですが、先ほどのように

町村会も通じて、京都府の西脇知事とも話し合いをしながら、お茶農家のこうしたことをぜひ交付金の対象とか、そういうものになるような形にしてもらえないか。これが所得の保障はなりませんけども、激励とか支援だったらいけそうだと、こういうことで今回予算もそういうもとの中で入れながら予算計上させていただいたと、こういう背景があります。

そういう意味で、これからもこれ一面だけでいけません。和東町の誇れる農山村、地域づくり、これを住民の皆さんと協働して取り組んでいく、これが大事だというように思っておりますので、これからも一層ご支援をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

ありがとうございます。これについては本当に感謝しております。

今回、移動スーパー300万円、これについてどのようにされるのかひとつお聞きしたいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、まず、平成28年に緊急地方創生事業の中で商工会が各集落で困り事サポート事業とか、そういった形で各触れあいサロンというところを回られてまして、いろいろな意見を集約されました。そうしたときに、買物であったり移動であったりとか、いろいろお話もあったり、そういった形で使ってもらえるかということで、そういうようなお話も高齢者の方とされまして、利用したいというような回答が得られはったということでございまして、それに向けての取組をしたいということで、今回、移動販売車ということで、軽トラックなんですけども、それを販売車に造

り替えまして、今、コロナの部分で外出も控えろというようなところもございますし、また、高齢者の方につきましては、物を選んで買いたいというようなところもございましたので、そういったものを買に行かなくて、目の前で物を見て買いたいというようなご希望もあったということでございまして、商工会からも強くご意見もございましたので、今回、その車両に買うのに補助していきたいという形になりましたので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

分かりました。

平成28年にこういう話がありました。ところが、一体いつになったら動くのかなど、こういうような思いをしとったんですけど、いつ頃からスタートする段階ですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今回、補正予算をご承認いただきましたら、商工会から補助金の申請をいただきまして、今年度内に当然買っていただくという方向でございまして、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

分かりました。ありがとうございます。

次に、12ページの活性化対策費の工事請負費で200万円計上されております。これについて説明をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

これにつきましては、当初予算でグラウンドの周辺の排水ということで、地下埋設の排水管が詰まっているということの工事をさせていただくということで、当初予算でご承認いただいた分でございます。その時期につきましては、150万円ほど当初予算で組んでいただいております。それを発注する段ということで、業者のほうと特別な機械で30センチの直径の管が周辺の水路の約80メートルの部分の地下に埋まっております。それを掃除するのにということで、当初予算のときにも、根が巻いてあるかも分からないとかいうような形で、工事がどうなるかも分からない。地下の部分でなるので、なかなか見通しがきかないというところで150万円組ませていただいたんですけど、150万円では足りないというようなことが判明いたしまして、建設事業課と業者の設計ですね、それを本格発注するための積算のほうに入れたんですけども、同じような業者からの見積額で今回一端水路を取上げて、古い40年前の管をやり替えるという形の工法で、同額程度の工事で済みますので、今回この200万円を計上させていただきます。水路はそのまま使えますので、一端取上げて300の新しい管を入れ直してというような工事をさせていただきたいというような形で思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

何か分かったような分からんような、結局、当初予算で予算を組んでたやつが足らんから補正するということです。その200万円なんです。総額350万円かかるということですね。前のときには、それだけでは駄目だったんですか。



○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

当初、この工事の工事額を積算していた段で、この特殊メーカーというんでしょうか、配管を掃除するメーカーのほうの担当者のほうに見積りをお願いしてたんですけども、なかなかその会社のほうから出てこなかったという要求がございまして、当初予算のきちとした額のところに間に合わなかったというところもございまして、そういった部分もございまして、よろしくお願ひします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

当初予算に組んでおられるからこれ以上言いませんけど、ちょっとおかしいですよ、これは。

もう一つ次に、グリーンティの前の野菜の直売所ですか、あれは私もその当時、建物を建てるということに賛成をいたしました。しかし、日増しに建てた坪数が大きいというのか、でか過ぎて、本当にあの間をバスは入れるんかという目的で前のやつをつぶされたと思うんです、バスを入れるために。直売所はその後に建てるというような、同じところであるのか分からなかったですけど、建てるということで、そのときは私、賛成をいたしましたけど、建ってみたら、あまりでか過ぎるので、あんな大きなものが要るのかと。

というのは、地産地消の野菜、和束町で作る野菜をそこへ持っていけるだけの量があるのか。例えば、農家に見てみたって、自分とこの野菜とるのに、サル、シシ、シカの対応ばかりです。自分とこのもとれないんですよ。だから、その野菜農家が例えば、Aさん、Bさん何軒あるとしたら、それだけの対応はできて、間に合うのか。要するに、それだけの需要があるのか、供給があるのか、分からないんです。中にも

ああいう大きな建物なんです。私、これについては理解しがたいんです。いかがですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

あの大きさですね、あの中には農産物の直売所ブース、喫茶ブース、運営する事務所的なブース、それとあと厨房的なところでコーヒーとかハーブティーとかもござい  
ます。そういったものも食していただくような形の厨房ブースを設けておりまして、  
ああいった大きさになっております。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

当初に喫茶とか何か言われました。言ってないでしょう。だから、私はですよ、解  
釈としては本当に野菜を直売することしか思ってません。だから、喫茶なんて、  
もう一つ向こうに今のところでもあったというような現状ですよ。また喫茶を造るん  
ですか。二つ営業やっていくんですか。私、それも分からないんです。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

喫茶という話で言いましたけども、研修ですね。野菜栽培、今そういった形で交流  
スペースというところの観点で考えていただけたらと思います。

それと、大きさにつきましての入り口という部分なんですけども、一応、図面の中  
では観光バスが入れるスペースの法線というんでしょうか、軌道線を確認しながらの  
土地の利用面積ですね、これについては大丈夫ということで、設計上は計算させてい

いただきましたので、裏には入っていただけるという状態でございますので、よろしくお願  
いします。

○議長（小西 啓君）

農村課長、野菜が供給できるか供給できないか聞いている質問。

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

その分につきましては、この前も説明させていただいておりますが、店舗、今も府  
道のところで店を出しておられる方もございます。初めのときに言いましたけども、  
やはり販売できるところがなくなったというようなところもございますので、そこを  
補完していきたいということもございます。そういったところで、今、お茶の部分で  
もなかなか大変なところもございますので、やはりお茶だけ一本でいくとなかなかし  
んどいところもあるだろうということがございます。今後、指導の中というんでし  
ょうか、経営的な面でも、お茶もありますけど、また、違う多方面でも何か収益を上  
げていただけたらと思っておりますので、そのあたりでもご利用いただけるというふ  
うに願っておるところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

課長、野菜農家が駄目とか言っているんじゃないんですよ。ただ、1軒なり何軒か  
らの野菜農家が供給して、1年間、それだけで間に合うのかということをお願いい  
んです。

例えばですよ、間に合わなかったから、どこかから仕入れてきて、それを売ら  
ましようかと、こういうスタイルは絶対ないですね。産地を表示するなら、それは絶対駄  
目ですよ。私が言うのはね、1,700万円かけてあれぐらいどでかいものを建てて、  
最初のガラスハウスはバスが通れないから移動するんだと、こういうことで私、認め

たと思うんですよ。あの現状を見てたら、バスはいっぱいいっぱいかなと見てるんですよ。素人ですから上から見ただけで分かりませんよ。また、もとへ戻ったやないかという見方です。

後でまた言います。これで一応終わります。また、次へ行きますけど、課長、それだけ頭に入れてください。野菜農家が駄目なんて言ってないです。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長、次のときに答弁してください。

野菜は仕入れてきたら駄目ですよということを聞いておられるんですよ。

○農村振興課長（東本繁和君）

それはこの前の答弁でもさせていただいておりますけど、やはり和東町で作っていただいた地産地消、そういった形の中で作っていただいたものを販売するということでございますので、仕入れてきて売るということは絶対ございませんので、よろしくお願ひします。

○議長（小西 啓君）

畑議員、丸寿で仕入れてくるんじゃないということを言っておられますので、間違いございませんので、ご理解をお願いいたします。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

何点か質問させていただきます。

まず、初めに、先ほど畑議員のほうからもございましたが、移動スーパーの関係でございませぬ。

今の答弁を聞いていますと、商工会のほうでそういう事業を起こされるということだと思うんですが、これについては、町内の地域の中で古くから移動スーパーをされておられる業者さんが2店舗いらっしゃいますよね。今は1店舗は移動はやめて自分の店舗のほうへの送迎をされておられる。あと1店舗は、今でも軽トラックで販売を

されておられます。これも長年されておられるわけですが、こういった方々はやはりそういう形でその地域の高齢者の方とか、そういった買物に出かけられない方たちの支えになってこられたわけなんです、こういった方々への配慮というのも当然必要かと思うんです。今回、商工会がされようとされている事業については、こういった範囲の中でどのような事業を考えておられるのか、分かれば教えてください。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

商工会からお聞きしているのは、今おっしゃっている部分のエリア、どうなってくるか、それは今も募集されていますし、そういった形のサポートのところで商工会の中で募集もされておられるんですけども、そこら辺はやはり食い合いというんでしょうか、重複するようなことではなく、当然、今、販売されているお店屋さん営業以外のところになってくるかと思しますので、そのあたりも商工会の運営の中で十分配慮した形の中でやっていただけたらというように思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

これは商工会のほうにその事業を委託されるというような考え方ですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

委託ではなくて、援助するという形で、主体としては商工会がやっていただけますので、そのあたりの会員さんのバランスにつきましては、自前のところというか、会

の中で調整していただけるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、その配慮はよろしくお願したいというふうに思います。

次に、先ほど畑議員のほうからございました農産物の直売所の関係なんですが、供給の部分で今お話でもございました。やはりこうした形で施設をつくってやるからには、ずっと毎日のように品物が入ってくる環境というのは整えていく必要があるだろうというふうに思うんです。この直売所には農家の方から持ち込んでこられると思うんですが、今現在その対象となる農家さんは何軒ぐらいおられるんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

こちらとしてはまだ集約した部分ではございませんが、今、話しておりましたように、一つ店を閉めはりました。その部分につきましても何軒かはございます。そういったところもございますし、茶源郷もあるというような形で、五、六軒の農家の方もございます。どういう形でいうんでしょうか、売る場所がないとつくるということもございます。どちらが先になるかはあれですけども、そういったところがあればそういったことを取り組んでみようかというような形でもありますし、現に販売するとすれば、そういったものも集めて声もかけながら、生きがい対策というんでしょうか、高齢者の方が野菜を作って販売して、それでまた小遣いになるとかというようなところもございますので、全体的に公としてはそういった部分を提供させていただいて大いに使っていただきたいというような部分でございますので、よろしくお願

いたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

生きがいつくりということで、高齢者の方がいつまでも元気でやっていただけるよ  
うにということでございますので、そういう意味では、一般に広く農家の方が、参加  
を希望される方は持込みが可能なんですかね。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

そのとおりでございまして、やはり出荷していただく分につきましては、当然、和  
東町全体を見渡した中で、また運営自体としてはしっかりかちっとしたところはござ  
いせんけど、募集をかけながら、先ほど言いましたように、お茶、なかなか厳しい  
状況でございます。年々単価も下がってきているという状況もございます。それでこ  
ちらに行けるかというところもございますけども、やはり一つの生活の糧として、ま  
た、先ほど言いましたけども、生きがい対策も含めながらそういった場を提供できれ  
ばと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

そういう意味で、継続して供給できる対応というか、体制づくりという意味では、  
やはり野生動物との関係、鳥獣被害対策というのもそこについてくるかなというふう  
に思うんですが、そうした希望されている農家さんに対する鳥獣対策ですね、これに

についてはこれとは別にまたそういう対策というのは町のほうでも考えておられるんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

柵につきましては毎年1,000万円には届きませんが、七、八百万円ぐらいの形の中で毎年回覧を回らせていただいて、そういった柵事業もしていただいております。また、そういった形で使っていただく分としてはさせていただきますし、これをしたから、あれもこれもというのはなかなか難しいんですけども、そういったところは十分援助できるというんでしょうか、整備していけたらなというふうには思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ継続して、このまま発展していけるように、そういった対策につきましてもいろいろと工夫していただいて、いつまでも元気に高齢者の方が生きがいを持って頑張ってもらえるようお願いしたいというふうに思います。

次にですね、一般会計の20ページなんですが、教育の関係です。タブレット購入ということなんですが、これにつきましては、GIGAスクール構想ということで、2018年から5か年計画で進められてきた計画でございます。今回のコロナ禍の中で、学校の休業、またオンラインの授業であるとか、そういった取組もされてきた中で、前倒しで今年度中に1人1タブレットということで進められている事業かなというふうに思うんですが、今回の購入台数というのは何台ぐらい考えておられるのか。

○議長（小西 啓君）



総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス対策に係る費用を計上しようということで、先月でございますが、教育委員会のほうに確認をいたしまして、当初、国庫補助の内示のあった部分でございます、小学校5年生で12台、小学校6年で17台、中学校1年生22台ということで、計51台の予算を現在計上させていただいております。

なお、高山議員がおっしゃるように、国のほうでは2018年から2022年までGIGAスクール構想ということで、既に2018年度に町内小学校・中学校の校舎の中のLAN工事については終らせてもらっておりますので、タブレットまた周辺機器等をこれから購入するというところで聞いています。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今回のコロナの関係でいろいろ学習の公平性とかいろいろ問題になった部分があって、今後、文科省のほうでも、そういう家庭学習の充実という意味でこういったところも進められているということがございます。文科省の指導の中では、家庭学習を深めるための通信ネットワークですね、モバイルルーターであるとか、そういったものの貸与ということも今後進められるというふうに聞いていますけれども、今回のこの予算の中ではそういったものは入ってないんですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

高山議員おっしゃるように、教育委員会に確認しますと、中学生の現在の各家庭に全て光ケーブルが張ってあって、特にポケットW i F i等の設備は必要ないということで報告を受けております。

しかしながら、小学生の家庭につきましては、事前にアンケートをとった結果、やはり何軒か設置整備ができてないというところがありまして、それにつきましては、現在、連合のほうで見積りを取りながら、ポケットW i F iの無償貸与という形で考えたいということをお願いしておりますので、その対応をさせていただくという予定でございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ということは、連合のほうでその分は対応されるということですね。分かりました。必要になれば、また本町のほうでの補助なりに関わってくるということによろしいですか。

ありがとうございます。

もう1点、今回の補正の中では上がってないんですが、14ページの民生費の部分なんですが、今回のコロナの関係で小中学校の授業が休業になって、特に、小学校の児童は児童クラブのほうでお世話いただいたということでございます。

先日の臨時議会の中でもお話しさせていただきましたが、やはり今後、コロナの第2波、第3波も心配されるという中で、そういった対策も必要かなというふうに思っています。換気を確保するための網戸であるとか、もう1点は、今日も雨ですけれども、これから梅雨、また台風の時期に入って大変な思いをされるわけですが、児童クラブにつきましてはトイレが外に設置されているということで、教室から一旦外へ出て、そしてトイレに行かないといけない。雨の強いときは足元がぬれたりするわけなんで

すね。

以前に少し屋根はつけていただいたようなんですが、やはり雨の強いときというのはなかなかそれではカバーできないということもあって、そういう雨対策についても必要かなというふうに思うんですが、前回の臨時議会の中では、教育委員会と網戸に関しては調整いただくということでしたが、その後どのような協議結果になったのか教えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

前回の臨時議会のときには、児童クラブの主に網戸の関係を中心にご質問を頂いたと思います。教育委員会の次長、また学校のほうといろいろ相談をさせていただきまして、学校施設でございますので、町の独断ではなかなか難しいというところで協議もさせていただいておったんですけども、学童保育として使っている部分につきましては、利用時間等も小学校の活動時間後に使わせていただくということで時間も違うことでございます。特に学童保育につきましては、夕方6時、また延長で6時半までということで夕刻になるということもございますので、そこら辺につきましては、今、協議させていただいているところですけども、何とか網戸のほう、また今ご質問がありましたトイレへの雨対策でもございますが、今ご質問の中でもありましたように、昨年度、雨の対策のほうは屋根を一部付けさせていただいたんですけども、やはりご指摘のとおり、雨の強いとき、また風の強いときにはどうしても児童たちにかかるということを知っておりますので、そちらについても対応案を、今、検討しているところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

会議の途中ですが、ただいまから2時45分まで休憩いたします。

休憩（午後2時33分～午後2時45分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に続き、質疑を続けます。

岡本正意議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、幾つかありますけども、まず、先ほどの畑議員の質疑の中で、いわゆる活性化対策費の中の運動公園の側溝整備200万円追加ということで出ておりますよね。先ほどの答弁の中で、当初予算のときに150万円積んでいて、その当時からの工事の中身について、要は、設計の段階で十分詰まらないまま今回200万円追加になったという話をされましたよね。ということは、当初予算のときというのは、この事業としてちゃんとしたものがなかったということですか。いいかげんなというか、まだ何とも固まらない中で150万円計上されたということですか。あとまだ追加があるだろうなということで、予測した中で当初予算を150万円組まれたわけですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

150万円のときにつきましては、業者のほうから、この部分の清掃費はどれぐらいだということで聞き取りしていた段階では150万円ぐらいという話があったわけなんです。それで、こちらとしてはその部分で150万円の計上をしていたんですけども、それが当初予算の入力時点で行っていました。

その後、向こうの担当者が会社をお辞めになっておられまして、こちらのほうにその見積書をくださいということでお願いしてたんなんですけども、なかなか出てこなくて、結局、当初予算を組んだ後に出てきたものがその額であったということでございまして、今おっしゃったように、その当時150万円という形で組んでいたんですけども、業者から出てきた分についての最終的な見積りについては320万円という金額が出

てきましたので、今回それで上げさせていただいたということでございます。

それで、320万円をもとに建設事業課のほうに積算していただいて、発注単価というのでしょうか、当然、業者からの見積りですので、それを実際に本町が発注したときに積算をもう一回やり直したときに、配管の工事するんであればということで、もう一度、現課のほうで布設替えしたら幾らになるかというような形も検討してくれまして、そうしたときに40年前の配管で、業者いわく、根が回って、配管の中に根が入っているというような状況で、それだけのお金を使うんであれば、これから10年、20年、30年、まだその配水施設を使っていかならんということで、これから使っていく施設という形でやっていったほうがいいんじゃないかというようなことでございまして、今回、配管の掃除を布設替えという形の中で執行したいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほどと答弁が違いますよね。さっき畑議員の話の中では、当初予算のときにもう既にその辺がうまく調整できなくて、曖昧なことがあったと言っておられましたよね。当初予算を通った後にそういうことが発覚したということじゃなくて、当初予算を組む段階のときからそういう曖昧な部分を残したまま当初予算には計上したと言われてましたよね。それで、いずれにしても、今の答弁でもですよ、要は、本当の意味での最終見積りはそのときはなかったということでしょう。最終の見積りもないのにどうして当初予算のときにこれでというふうに提案できるんですか。

普通だったら、それもちょうど確認した上で補正で上げるとかというのが普通じゃないですか。そんないいかげんな、まだ何も固まってへんような、最終見積りも見てないような、そういうものをこれをこういう事業ですというふうに当初予算に出されるというのはあまりにいいかげんじゃないんですか。今、私、いいかげんじゃないかと

言いましたけど、そういうことでいいんですか。要は、いいかげんな予算計上をしたということですね。それをお認めになるということですね。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えをさせていただきます。

いいかげんという部分ではございませんでして、その工事のときには、それぐらいの工事費でいけるであろうというような形を見越しておりました。予算を計上させていただいた後でその見積書が出てきたということでございまして、気持ちとしてはそういうような形でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それは十分いいかげんじゃないですか。通した後に、後からそんな見積りが出てきました。出てきましたということじゃないでしょう。それは当然出てくるべき見積りだったわけでしょう。予想してないんじゃないかと、突然出てきましたということじゃないでしょう。その見積りは出る想定でちゃんとしてたわけでしょう、後で出てきたというだけの話で。

私はこんな話をしたくないんですけど、時間をもったいないし。だけど、これはあまりにもいいかげん違いますの。当初のとき私たちに、これでいけますって言って提案しているわけですよ。それが6月の補正になって、実はあの後に最終見積りが出てきて、200万円ということは当初よりも倍以上ですよ。そんな額を補正して、それで、後よろしくお願ひしますなんてことはね、じゃあ、当初予算は一体何だったんですか。

5万円とか10万円、20万円だったらまだ分かりますよ。当初150万円よりも

200万円積むんですよ。そんないいかげんな予算計上ありますか。町長、こんなこと提案者として今の農村振興課長の答弁や、また、こういう形での予算計上って適正なんですか。どうなんですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ご案内のとおり、運動公園の側溝とか、いろんなところは非常に詰まって、今まで維持する上には問題となっておりました。それを改修していこうと、利用者の中でも自分らで改修していただいていたおったり、いろいろやっこられました。これは水はけをよくしなきゃならない、こういう判断で立っております。

当初は施設を維持管理するには、最低、水路の流れる方向というのは大事ですので、そういう方向で私は判断し、そういう状況のもとに予算化をしていったと思います。

その後、決算を承認していただいたわけですから、執行に向けて事務を進める上において、先ほどから出ておりましたように、そこの木が大きくなってきて、枝が出て根が張ってきて根本から直さなきゃならない、こういう新しいことが出てきました。

初めそのままそれでやってしまっって、根が出ておれば、先ほど岡本議員が言われるように、初めからそこまで調査しておればそういう話もできたと思いますが、当初は水が流れるだけの話だと、ここの反省はしなきゃなりません、そういう話でありました。しかし、ここだけで投資したかて後々また問題を残す、水路まだやない、この際、議会にお願いして、工事を入れてやっていくと。これから新しい管を入れる。そして、古いものを使わせていただく。そして、当時予想できてなかった根っこがかんてるとか、そういうことも踏まえて、今度きちっとやっていこうと、こういう判断に立って今回お世話になっているわけです。

そういう意味では、当初にそこまでの判断がならなかったというか、やってみて根

っこが入っているというようなことは私も思わなかったものですから、水はけの水路ができ得ればそれでいいんじゃないかという、予算は最小限にいつも考えてまいりました。だから、そういう意味で、最小限の中で判断して当初予算に入れさせていただいた。しかし、それだけでは全うし得なかったら、今回、議会にお願いして、根本的にそれを直して、日頃、住民の方も、利用者に快適に利用していただける。あそこは利用者の方にも毎回掃除していただいて苦勞をかけてきました。そういうことから、今回こういうことのないようにきちっとしていきたいと、こういう判断に立たせていただきましたので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

はっきり言って大変納得できないですね。先ほどの畑議員の話の答弁の中では、そんな話と違いましたよ。さっき私が聞いたときとニュアンスを変えられたような感じがしていますけど、要は、さっきの話では、当初に分かっていたということでしょう。先ほどは、曖昧な部分を残したけども、行きましたみたいな話をされていたじゃないですか。だから私、引っかかっているわけですよ。

ここまでは完璧だと。これで行けるだろうと思って言ったけど、実際に、後で本当に想定していなかったことが出てきたんで200万円を追加しましたという話があったじゃないですか、さっきは。初めから、そういう懸念はあったけども、最終見積りが出てきて、こんだけかかるって分かりましたということでしょう。ということは、さっきからの話を聞いていたら当初のときから分かっていたということですよ。だから、いいかげんじゃないかと言っているんです。

町長もそんな答弁されていいのかと思うんですよね。あかんもんはあかんと言わはったほうがいいと思いますよ。だから、本来は、普通、何十年もほったやつを今回原因は何かなんてことを考えたら、普通、調査するでしょう。だから、そういう意味



では、これは納得できないなど。

工事自身は必要かもしれないですよ。だけど、その経過としては大変いいかげんだと言わざるを得ないし、言い訳せずに、間違ったら間違っていましたと言えればいいと思うんです。それをまた言い訳してね、当初、別にそんないいかげんなことしてませんという話をし出したら、いろんなことをごまかさなあきませんよ。これは安倍政権と同じですけどね、だから、そういう意味では謙虚に反省をいただきたいなと思うんです。

それともう一つ、先ほどからいわゆる農産物の直売所の問題とか移動スーパーの問題も聞いてましても具体的な話は一つもないですよ。最後は生きがい対策でやりますみたいな、それはそうかもしれないですよ。だけど、具体的に聞きますけど、この移動スーパーの運営というのは週何回回られるのか。あと、商工会に委託するということですけど、委託というか、商工会がされることに車を補助されるということですけど、これは300万円かかるんですよ。その車を与えて、どういうふうな形で運転されるのか。実際にどうやって商品を商工会の加盟されているいろんなそこから調達してやられるのかですね。

さっき、競合されるからその配慮が必要だという話があったけども、それは必要かもしれないけども、だけど、回ってはるところだってみんながみんな買物しているわけじゃないでしょう。もし、これが来たら買おうかなと思う人もいるかもしれないじゃないですか。そこだけ避けて行きませんというわけにいかないと思うんですよ。だから、そういうことも含めて、今、言いましたように、具体的にどうやって運営されようとしているのか。売上げというのはどういうふうにして回って行って、ちゃんとそれが運営できるように、経費と売上げと赤字でたれ流しながらずっと回ってますというわけにいかへんでしょう。その辺の例えば経営計画であるとか、どれぐらいの年間売上げを予定しているのかとか、さっき買物が困難なという話もありますけども、大体どれぐらいを見込んで年間運営されるとしているのか、そういうことは、多分、

商工会のほうから説明を受けてはと思うんですよ。こういう事業だからこの300万円を使って車を買ってやってくださいとなったと思うんですけど、それをもうちょっと具体的に説明してもらえませんか。

○議長（小西 啓君）

岡本議員、担当の課長じゃなくて町長が答弁したいと言うんですが、町長でも構いませんか。

○8番（岡本正意君）

具体的な話ができるのであれば結構ですよ。

○議長（小西 啓君）

町長、具体的な話ができるだけの自信があるんですか、担当者じゃないのに。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

後のほうから2点頂きましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

1点目、商工会の件でございますが、先ほども高山議員からありましたように、事業に絡んで事業を町がやるわけにはいきませんので、当然そういった事業というのは町としては毛頭ございません。それで、今までやっておられることも事情がありますので、それは商工会の中できちっと整理されることだろうというように思ってきました。

今、現に商工会で何回かこの話はお話を頂きましたので、そういう形で予算化をさせてもらってなかったんです。今回、コロナ対策の交付金の内容を見合せながらこういう対象事業が見えましたから、このときなぜそういう判断に至ったかという、商工会の中から議論されて、そして要望を上げられました。商工会は日頃から見回り隊といろいろとご苦勞を頂いております。そういったものを事業化していきたいと、こういうことでありましたので、ここのところをこの時期に、このときに可と認めてこ

の制度にのせさせていただきます。だから、事業主体は商工会になります。その事業を可と認めてやったと。これはコロナ対策時期じゃなかったら交付対象にもなっていないかも知れませんが、今回こういう時期でのせていただいたと。計画そのものを出されて要望書がありますが、所管課で持つておるとしますので、その辺のところはまたひとつご覧いただきたいと、このように思います。

商工会が一丸となって上げられた要望を可とした。この時期に国も交付内容の対象にした。こういうところを見させていただいた。日頃から見守り隊とかいろいろご苦労いただいております。こういうところと絡めてやられる、こういうことは一つ大事なことでだろうということで認めたと、これが1点です。

もう一つは、今、直販所の大きな問題の話であります。

これはご案内のとおり、和束町は従来から住民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいりました。今、大事な農家の皆さん方のお茶農家も6次化産業ということで、ご案内のとおり、グリーンティ和束を有効利用してやってこられました。そして、議会でも和束茶カフェという施設をご承認いただいて、そして、農家の方で社団法人を設立して、そしてエントランスと、こういう前向きなまちづくりが今、進んでおります。これはお茶だけでいいだろうかと、そういう先駆的な取組があそこを中心にお茶の駅構想ですね、これは議会の中でもご案内する。これは行政もやり住民の皆さん方も一緒になってやっていこうかという構想を立ち上げて、やれる環境整備をいたしました。

そして、もう一つ、ここで考えていかなきゃならんのは、今、和束町には住民と協働をとっていくために何をしていこうかということで、京都府と和束町活性化センター、商工会、森林組合、私、全部は言えませんが、和束町の多くの団体がありまして、この地域をどうしていこうかという地域力推進協議会というのを設けました。そして、この地域に当たっていこうと。そのときの地域力推進協議会の中で、やっぱり皆さんにご苦労をかけている野菜、それも鉄野菜とかミネラル野菜とかやっておられます。

それと、ハーブもやっておられます。そして、それを使った料理のグループも出来上がってきています。そういうことがまちづくりの原動力になる。そういうことになっていけば、今、必要なことは、あそこは単なる売ります、飲んでもらいますではなしに、あそこがそういう地域づくりの拠点をしていかなきゃならないと思います。それは先ほどから高山議員が言われたように、生きがいといいますか、あそこでいろんなことで交換しながら、そして若い人たちが交換する。そして、特に野菜でしたら、女性の立場からも議論してもらえる。そして、何か一つ新しい発想ができる、そういう拠点が一つあってもいいんじゃないでしょうか。そういう拠点づくりにしていこうということで、少なくともこれは総合計画からいうたら、地域力推進協議会を設けてやろうときてますから、町の責任でやっていかなきゃならない。そして、これはエントランスがありますように、社団法人が生まれますと、農家自身で運営してもらえるのが出来上がってきたら、そのときに指定管理とか、また議会にいつかお世話になっていかなきゃならない。

初めからこんなもんでできるわけありませんので、推進協議会中心の事業、これを見据えて今やっていくべきだ。ぜひともそういう方向に向けて成功するようにお力添えをいただきたい。そのためにも、今、農家の方、若い皆さんの声、それを聞いて柔軟に、行政がこうあるべきだとかいうのは言わず、皆さんがこうして作り上げていこうかと、そういう拠点にしていけたら和東町のまちづくりの原動力になると思います。そういう地域づくりにしていきたい、そういうことです。

それと併せて考えておりますのは、インバウンド、町の道も広げさせてもらおうと。あそこへ観光バスが入れるようにしようと、そういうことも今やっておる。そういうことを含めてひとつご理解をいただきたい、こういうことであります。

時間が長いということですので、ここで止めさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

私は別に長いことを言っているんじゃないんですよ。聞いてないことにそれを長々と答えているから言っているんですよ。私が言っているのは、移動スーパーの車両の 300 万円を補助しますけども、どういう運営を具体的にされるんですかって聞いたんですよ。それに詳しく答えられるというから町長にお願いしたわけでしょう。その話を一つもしてないじゃないですか。

もういいです。課長、答えてください。今、言った具体的な話ですから。

○ 議長（小西 啓君）

東本農村振興課長。

○ 農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

商工会から聞いている分につきましては、運営協議会というようなものを会員の中で募りまして、その中で運営していくということを聞いています。

○ 議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

運営協議会が運営されると。もうちょっと具体的に、どういう運営をされるんですか。

○ 議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○ 農村振興課長（東本繁和君）

どういう運営というのは私も伺っておりませんが、今、商工会の会報紙の中で募集というような形で募っておられまして、メンバーがそろった中での運営車両、300 万円ですけど、まだ商工会のほうとしては予算化されなければいけないと。300 万円では足らんとおもいますが、一部補助ということで 300 万円でございますので、

あと、会員さんの中でやっていかれるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

私は別に移動販売をされることがあかんとか、どうこう言っているんじゃないんですよ。ただ、やっぱり財源が300万円というね、しかもこれは新型コロナウイルスの対策の交付金でしょう。そういう意味で、一定そういった目的というのがあると思うんですよね。300万円というのは決して安くない財源ですよ。どういう交付金であっても税金ですから、もともとがいわゆる国の借金だったとしても、それがどういふふうに使われるのかという意味では、商工会がやられる事業に対して応援しようということ補助しましょうということ自身はあかんとってないじゃないですか。ただ、それだけのお金を出して車両を運営してもらおうという意味では、どんな事業をされるのかということをお金を出す以上はちゃんと知っていて、その上で、なるほどと、そういうことだったらぜひ300万円使ってでも運営してくださいということ補助するんですというんだったら分かります。だけど、今の話だったら、ほとんど丸投げじゃないですか。今の話だったら、向こうで何かしますわというのを聞いているから、大卒賛同できるから出しましょうというぐらいの話でしょう。それはお金を出す側としてもまずいんじゃないかと思うんですよ。300万円出したら、あとは向こうで話してもらってやってもらいます。うちとしてはそれぐらいしか聞いてませんという、そんなんで300万円出せるんですか。

先ほど町長は何だかだと大層な話をいっぱいされましたよね。基本的にその一環ということでしょう。でも、そんな大きい話でごまかして、具体的にどう運営するのかという話を聞いたら、ほとんど具体的な話を出してこないなんていうのは、予算を決める側としてはほとんど白紙に近くなってしまわないじゃないですか。そういう意味で説

明を求めているので、そういう中身も説明できないのによく提案するなと思うんですよ。

これが新聞報道にもあったように、茶農家への支援金と一緒にこの事業というのが報道的には目玉として言われてましたよね。その中身がこの程度の説明しかできへんようでは、認める側としては大変不安があるなと思っているんです。それだけの話です。ですから、ちゃんと説明できるようにしてください。そういう資料があるんだったら出してください。具体的にどういう運営をされるのかということを知ってるはずでしょう。そんなんなしで300万円も出さないじゃないですか。それをちゃんと出してください。

次へ行きます。

それで、茶業経営の支援給付金についてですけども、先ほど畑議員等の話からその趣旨は分かりました。前にも言いましたけど、それ自身は私も評価したいと思っておりますので、農家の方ももちろんそれで何か根本的に変わるわけじゃないにしても、気持ちとして大変ありがたいという話は私も伺っておりますので、それはそれでよく判断いただいたというふうに思っております。

その上でお聞きしたいんですけども、いわゆる国の定額給付金というのは、税法上の所得に換算するとか収入認定されないことになっております。今回の町が出す10万円の給付金とか支援金というのは、そういった分の扱いというのはどういうふうに予定されてますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、収入という部分で、岡本議員がおっしゃいますように、国の特別定額給付金につきましては法律でもって非課税扱い、収入認定をしないという形になっておりま

す。一方、国の持続化給付金というのがございまして、これについては、前年の売上げの50%以下になった事業者に対しては、個人で100万円、企業で200万円交付するという形になっておりますが、これについては、当然、事業収入が減収したということでございますので、税金上、事業収入になるということで税金はかかってきます。

併せまして、京都府と和束町で行いました休業要請、また休業の時短短縮の事業所につきましても、当然、事業収入ベースでございまして、これにつきましても税金の対象になると思われま。

ただ、今回、和束町が実施します給付金につきましては、農家の方を激励するという意味合いがございまして、まだ現在、この予算が通りましたら、当然、税務署のほうと協議をしながら、一定、住民の方に周知をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

持続化給付金等はそういう対象になるということは、はっきり言って、こんだけ大変なことになっているのに、事業収入を補填するというか、そういう意味合いもあるので、税法上、税の対象になるというのは矛盾した状況も感じないことはないんですけども、ただ、やっぱりそういう意味では、激励金という意味では、こっちが激励をしてあげているという大変だけど、受け取ってくださいと言っているものに税金がかかるというのは趣旨的にも大変矛盾するんじゃないかと思っておりますので、そこはいろいろハードルもあると思うんですけども、やはりそういう趣旨も踏まえて、そういったことがもし認定されないんであればそのほうがいいんじゃないかというように思いますので、そこは税務署ともよく協議いただいて、変な意味での負担がかからないように配慮いただきたいというふうに思いますので、そこは要望だけしておきたいという



ふうに思います。

それで、町長にお聞きしたいんですけども、今回、10万円の支給というのは、町の姿勢としてそういった反応されたことは、先ほど来、言ってますように大事なことだと思います。ただ、やはりお認めになりますように、これ自身が今の苦境を打破するというか、根本的に打開していくということにはなりません。それで、何か大きく変わるということはないというのはあると思うんです。だから、そういう意味では、本当にこれで激励したら終わりということじゃなくて、さらに町として何をしていくべきなのか、何ができるのか。町だけでできないこともあると思うんです。根本的に支えるためには、本当に救っていくためにはどういうことをすべきなのかということも真剣に考えて、できることをやっていく必要があると思うんですけども、町としてその辺どういうふうに今お考えですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど二面答えました。一つは、ストレートに経済的な支援というのがあるかと思いますが、これはさっきも言いましたように、和東町では全体的にやっていかないとはいけませんので、その辺はところは、先ほどのように激励化支援程度の話になってくるだろうと思います。

それと、国のほうでやられたかて、こういった問題の解決策、今までのを取り返すのにはなかなかいかんだろうというのは、岡本議員が言っておられるとおりだと思います。

一般的によく言われておりますが、ピンチをチャンスに変える。そういう意味ではいろいろな在り方、経済の在り方、茶商売の在り方、農協も含めて、これからいろんなことが変わっていくだろうと思います。そういったものを見据えて、これから若い人たちから、みんなの声も吸収しながら、これからあるべきそういう地域づくりもや

っていかなきゃならんだろうと思っております。

それと、大きくブランド力を上げていかなきゃならんと、こういったこともやっていかなきゃならん。そういった総合的な施策でもって乗り越えていくというのが大事であろうというように思っておりますので、部分的にここやと絞ることやなしに、いわゆる和東町の今まで進めてきました茶源郷和東というところを今こそ生かして、そして今こそ地域づくり。

今、企業一つも大きく変わってきました。都会だけとか、便利だけの拠点にはしていかない。農山村も拠点にしながらやっていこうという動きがあります。そして、ふるさと納税一つ見ても、企業版というのは地域づくりとともにやりましょうと、こういう流れが大きくなりました。

過日、私たちが取り組んでおります星野リゾートの社長も述べておられます。観光そのものが変わってきております。そういった時代の流れにどう対応するか、ピンチをチャンスだということだと思っておりますので、この辺に乗り遅れず、私たちも住民の皆さんと一緒にやっていく、こういうことが大事だと思っておりますので、経済対策ストレートだけではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、私のほうから、二、三お尋ねしたいと思えます。

町長の初めの話で、今も岡本議員も話がありましたが、持続化給付金というものが注目を集めてます。委託料の問題でいろいろ物議を醸しておりましたけども、これは農協のほうから資料をいただきました。行政の窓口はつくられるんですか、その辺のことをお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

総務省のほうの部分でJAでも説明できるようにということで、こちらでは頂いております。

また、相談窓口が少ないというようなこともございますので、また、インターネット環境をお持ちでない方もございますということで、商工会を通じて各地域のところで説明窓口、また申請窓口をつくっていくというようなことは聞いております。

今ありましたように、JAのほうは持続化給付金の相談窓口もしますというような形でありますので、そちらのほうでお受けいただいたのかなというふうに思っております。

今現在、総務省は6月15日、相談窓口が京都府下に六つぐらいしかございません。奈良県のほうにも四つぐらいしかございませんで、京都府から頂いている情報によりましたら、先ほど言いましたように、商工会等でご相談できる、または申請できるような形で、専門員を置いていきたいという通知は受けておるんですけど、それ以上のものは本町のほうにはまだ来ておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

行政のほうでは、一応、タッチしないということですね。

もう一つ、高収益作物次期作支援交付金がございます。これは反当たり5万円。そして中山間地域では支援単価を1割加算というようなことで、結構魅力的な交付金だと思います。

ただ、その辺はなかなか合致するについては難しいところもあろうかと思いますが、それについての行政の窓口はどうなっておりますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

いろいろと情報が飛んでおります。奈良県の話であったり、いろいろな話があるんですけども、近畿農政局が7月中時分に府県レベルの説明会をする。その説明会を受けて動いてくださいということで聞いておりまして、それ以上のものはまだ聞こえてきていないと。

こちらの問合せをいたしましても、なかなかそれが聞こえてきておりませんが、先ほどおっしゃいましたように、10アール当たり5万円、中山間地域につきましては1割増しの5万5,000円ということでいただけると。

また、2日ほど前に近畿農政局の京都支局の担当者が来られまして、どうなってますかというような話もさせていただいたんですけども、この前の2次補正が通りまして、第1回目の要綱につきましては、今回また見直しがかかって、使いやすいような形、申請しやすい形の部分で文言が変わるとというような形は聞いております。2日の段階では、旧のほうの要綱ですということでございましたけども、その担当者いわくでは、来年に収穫する分については対象として出せるとは聞いておりますけどもぜひとも出せる方向でよろしく願いますという形で今、思っておりますので、すみません、7月の中頃に府県レベルの説明会、その後、市町村に向けての京都府からの説明会があるかと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。その間、安い二番茶で頑張ります。

それとですね、先ほど来から町のほうから3,000万円、1軒当たり10万円の給付金をやっていただけるということなんですが、どういう形で給付されるか、その

辺をお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

今、考えておりますのは、1月1日現在、和東町の住民で登録されている方で、本町のほうで6月頃課税になったと思うんですけども、申告されまして、和東町からの住民の課税がされている方を対象にさせていただきたいと。その中で茶業経営を確認するために税申告のときに添付されました収支内訳書と口座ですね、それと、今、言いましたように、課税状況、課税関係、見えますように、本町の税住民課のほうで証明をいただいてということで、この予算が通していただけた暁には、着々と事務を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでしたら、要するに、課税が和東町でなくてなかったら駄目だということですね。要するに、よその地域で課税しておられたら駄目だということですね。要するに、どこどこの口座を出してくださいとか、そういうことを言われるんですか、それとも何かほかの方法でやられるんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

この前の住民1人当たり10万円ということで国のほうから定額給付金がありましたけども、やはり入金する口座は必要でございますので、入金口座。この前の申請書に似通った形の申請にはなるかと思っておりますけども、申請者、添付書類、それと口座

を記載していただいて、間違いがあつてはいけませんので、その口座のコピー等をつけていただいたらいけるかなという形で事務的にはさせていただいています。そういう方向でという形で思っていたらありがたいなと思います。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、今、村山議員の話にもありましたけども、私は、町としてやるという意味では、持続化給付金や今、言われた高収益作物の云々とか、ほかにもいろいろ細かい部分も含めて支援策であるんですよね。それを町として極力自分たちでちゃんと理解して、情報も集めて、JAがやってくれるとか、京都府がやってくれるとか、それはそれでやってくれるかもしれないけれども、農村振興課として、相談があれば十分に対応できるということが大事だと思うんですね。それは京都府に聞いてくれとか、JAに聞いてくれって振らないで、申請も含めて一緒にやっていくというのがすごく大事だと思うんですね。

それとですね、あとは制度的にも、例えば、持続化給付金についていえば、去年の売上げと比べてとかという話がありますよね。でも、それも、例えば、今、去年の年間の収益を12で割って、その部分と今年の方が1か月でも下回れば対象になるというようなケースもあるというふうに聞いております。

私もこの前、近畿農政局に聞いたんですけど、確かに私の理解不足もあつて、制度自身も大分変わってきているという話も聞いております。ですから、一定、使える制度になってきたのかもしれないというふうな雰囲気もあるんですけども、そういう意味で、やはりもっとどう使える制度になるかということをも今の現状の制度で、例えば、和束の実態を伝えながら、もっとこうしてほしいと。収入の給付金のやつでも、去年

落ち込んだやつを比較されても対象にならないというケースも多いですから、一昨年の分とか、この何年間の平均とかいうところは対象にしてほしいということも含めて国や府にも要望していくということが町の役割として大変大事だと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、持続化給付金でございますけども、今おっしゃいましたように農家の方もできますということで、昨年の全収入を12か月で割って、例えば1,200万円ありましたと。今年が1月12月までの一番低い時期という部分が入ってくるかと思うんですけども、お茶農家さんで純粋に生産物として販売されてましたら、5月、6月、7月、8月、あと入ってくるのであれば秋番茶とかで10月とか11月とかあると思います。逆に言えば、1月、2月、3月はお茶の販売はされてませんので、それがゼロという形もございます。その12分の1の100万円の比較と今年のどの部分が比較できるか全然答えをもらえておりません。

例えば、秋番で40万円もらえたら、100万円と40万円でしたら大きく差がありますんで、50%以下だというような証明もできると思うんですけど、そのあたりの確たるところが頂けてないというところでございます。

農家の方からご相談に来ていただいた分につきましては、なるべく分かる範囲でのご説明はさせていただきます。高収益の作物時期の分につきましては、奈良県はこんなやつとるやないかという話で先日も来られたんですけども、近畿農政局といたしましては再生協議会という組織がございます。そちらを使ってやるということで近畿農政局のほうが言ってます。奈良県の分につきましては、再生協議会というのはJAが持っていることが多いんです。京都府は行政が持っていることが多いんです。

だから、府県的に持っているところも違います。動いておるといふことで言われたんですけども、ちょっと待ってくださいと。大本の近畿農政局のほうが再生協議会を使った形でやっていくということですので、もしかしたら再生協議会と奈良県はJAが事務局を持っていて再生協議会が動いているというのが奈良のJAが動いているということにつながったのではないですかというような形で、私のところもできるだけ分かることは回答させていただいて、相談もさせていただいて聞かせてもいただいておりますけども、なかなか正解というような形でお答えできていないところがございます。

今も言いましたけども、漁業、林業の方につきましては特例ということで、収入の時期を3か月間で証明したらということになっておるんですけども、その申請の部分については、農業者については、その月分の割り込むような表にはなっていないということで、この表は使えないということで、特例的なところは使えない。ですから、基本的に申請は一般の一番初めの分ですね、12分の1でやっていくというやり方です。

ただ、今お茶の時期でございましたし、今、言いましたように、お答えも頂けてないんで、また京都府とも協議していますけど、きちっとした形でこちらのほうに受け取っておりませんので、長くなりまして申し訳ございません。そういった形で、こちらといたしましてもできるだけ勉強しながらさせていただいておるといふつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

例えば、新潟等ではお米農家なんかでは、普通は秋ぐらいに収入とか入ってくるといふケースが多いんですけども、今回は対象にならないんじゃないかということで諦めておられる方が多いという話がある中で、さっき言ったようなそういう方式でやれば多くは対象になるんじゃないかということで、実際に給付を受けているケースもあるというふうに聞いております。お茶はお茶でまた違ったケースがあると思いますけ



ども、そこも本当に町としても当事者としてどうすれば多くの方に適用できるかという立場でぜひ相談に乗っていただきたいというふうに思います。

この点で町長にお聞きしておきたいんですけども、いろいろ言いましても、根本的に支えようと思ったら、所得保障なり損失保障なりということを制度化していくということがないとなかなか支え切れないというものがあると思います。

京都府の関係では、詳しくはまだよく聞けてないんです。ただ、情報として聞きますと、例えば、京都府として南丹のほうの養豚業とかの関係の赤字補填分というのを補填しますというような事業があるそうです。これは最近聞いた話ですけども、実際にそういう事業化がされているようです。だから、どこまでの補填なのかというのはまたいろいろ情報は集めていただきたいと思いますが、やはり一定、直接的に補填するような制度も業種によっては出てきているというのも聞いております。やはり京都府があれだけお茶の京都というふうに強調されてやってこられたということであれば、やはりそういう直接的な支援を京都府としてもしていく時期だというふうに思いますので、そういうところは強く要望いただきたいと。要望されているんだったらいいですけども、ぜひそこを要望していただきたいというふうに思います。その辺、国も含めて今後要望していく機会があるのかどうか、町長にお聞きしておきたいというふうに思います。

もう1点、町長にね、協働ということをよく言われますけども、やはりこんだけの厳しい状況というのは本当に去年来、これまでにないことだと思います。そういう点では、今の苦境の具体的な農家の状況とか本当にこれから乗り切っていくためにはどういうことを望んでいるのかとか、いろいろ話は聞いてます。どれが正解かがありませんけども、でも、本当にいろんな思いをこの際、町としてしっかりつかんでいくと。それを国や府への要望にも生かしていく。町としてできることというのはそこではっきりさせていくという意味でも、今回の実態調査というのは、今度は給付金の申請もあるわけですから、そういったことも声を聞いていくということも併せてやっていた

だけたら、今後にぜひ生きると思うんですけども、そこも含めて答弁を頂きたいと思っています。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

最初の所得と収入の保障ということなのですが、これは二つに分かれます。

一つは共済制度で、日頃から恒常的にやって、加入者に対しては自然災害の共済というのが既に出来上がっております。これを普及していくというのも今やられておりますが、そういったことも対応していくというのは大事だろうと思いますし、その中に新型コロナウイルスのようなものを対象にしていくべきだと、こういう要望は大事だと思っておりますので、これを一つとして申し上げていきたいと思っています。

それと、もう一つは、今回のように、緊急的な経済対策という観点からやっていくというのがそれぞれ考えておられます。

もう一つは、日頃からの農業の育成とか、農協サイドからのいろんなそういうものもありますが、一つはそういう中で、今に合った方法というのは常に申し上げてきていますし、過日、知事との話合いというのも、支援というところに入っているんですが、所得保障では無理なんですけども、そういうところで農家に元気になってもらわんと駄目ですので、国のほうに強く要望もしていただきたいということで、当然ご理解いただいておりますし、そういった必要なことは、1町で申し上げてもなかなかいけませんから、町村会とかみんなの声を上げていかなきゃならん問題があります。これは恒常的にこうだというのは難しい。恒常は共済組合だと思います。

経済対策の場合はどうなんでしょう。だから、こういう対策はいつまでも続くというのは問題ではない。一時的な問題と恒常的、この二つに分かれるだろうと思っております。

併せまして、農家の協働と言われましたかて、それで何するというのはいきません

ので、みんなと一緒に地域づくりをする。そのためには行政が時にはリードもしなきゃなりませんし、時にはリードもされるときもありましょうけども、そうした地域づくりというのがこれから大事だというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

そんなことで、このときの対応というのは、今、言われましたように、一言で言える内容じゃありませんので、そういうことでいろいろ議員からもご指導をいただきながら、声を聞きながら、やっぱりこれがいいということを進めていきたいと思ひますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そこはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一つ、これは民生費の関係ですけども、今回、一般質問でも町長が言っただきましたけども、子供のインフルエンザの予防接種への補助について、今回拡充していただくということで聞いております。一応、小学生まで拡充するというところで、聞いておるんですけども、これ自身は前進ですので評価するものなんですけども、ただ、やはりなぜ小学生までなのか。今回、例えば24万円から48万円で倍ぐらいにはなってますけども、その程度のものなんです。これが例えば、中学義務教育終了までとか、あと医療費の無料化をしている高校生までとかいうことを考えても、そんなに大きく財源が要るわけじゃないと思ひます。そういう点で、今回、小学生までとした考えをお聞きしたいのと、それから、補助額の問題なんですけど、これもずっと1回1,500円ということで補助をいただいていた。これは当初は大体3,000円ぐらいがかかる費用だろうということで、その半分を補助するという発想で多分1,500円だったと思うんです。

ただ、この間は、ご存じのように医療機関によっても違いますけども、かなり高額

になってきているという現状があります。ですから、それに合わせますと、最低限半額程度補助していくということがないとなかなか負担軽減にならないという面もありますので、今回はその辺の額的な部分での変更はないのか、その辺も含めて説明を頂きたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

ただいまの岡本議員の質問ですが、まず、インフルエンザ予防接種、今回、対象額を小学校6年生相当までとさせていただきました。これにつきましては、なぜ小学生までなのかということなのですが、まず初めに、本来でありましたら副反応等もごございますので、従来どおりの未就学の方だけで重症化予防という形でやっておったわけなんですけども、昨今、予防接種に行かれる方につきましては、下のお子さんと上のお子さんと一緒に行くのに、上のお子さんだけはというようなお話も聞かせていただいているところもございます。

また、近隣のほうの調査も定期的に行っておる中で、今般、南山城村のほうが予防接種を小学校までやるということでお聞きした中で、うちのほうとしましても、先進的に京都府下でも進めていっておる中でございましたので、今般、小学校6年生までの拡充という形をとらせていただいたということでございます。

また、補助額につきましてはですけども、これにつきましては、確におっしゃられるとおり、今1,500円で、小学生までにつきましては、ワンシーズン、1年度の中で2回接種、この分につきましては補助をさせていただいているところでございます。今回の補正予算につきましては、おおよそ80人分を上げさせてもらっている金額ではございますが、何分、京都府下でも割と事例がない。確かに、岡本議員が従前おっしゃられていますように、全国的に言えばいろいろな市町村で行っておられるよ

うな事業でございますが、京都府下につきましては、私が聞き及んでいるところでは近隣では宇治田原町、ようやく南山城村が今年度からスタートということも聞いております。これにつきましては、値段もどんどん上がってきているというのも聞いておりますので、まだまだここら辺のところにつきましては調査していきながら、従前、国のほうで定期接種をやっておられたのがなくなったということでございますが、これの今後補助等とかも期待しつつ、まだまだここにつきましては検討を考えていかなければいけないところとおるところではございますが、今年度につきましても、小学生まで1回につき1,500円、お一人2回までということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

さっきも言いましたけども、拡充そのものは大変ありがたいわけなんですけども、今、特にこの冬でいいますと、新型コロナウイルスの再感染といいますか、そういったことも不安視されておりますし、特にインフルエンザなどの感染症が普通からはやって時期に新型コロナがどうなるのかという意味で大変対応が今いろいろ言われているところですけども、そういった意味でも、今年は中学生や高校生の受験がどうなるかということもありますけども、いろんな意味で敏感な状況があります。そういう点では、予防接種自身の時期というのは11月からというふうに聞いておりますし、9月議会もありますので、もう一度、補助額や、また対象についても再検討いただけたらありがたいと思います。どうせやられるのであれば、より効果的に多くの方が対象になるようにもう一回見直ししていただければありがたいと思いますので、そこはぜひ要望しておきたいと思っております。

最後に総務費の関係で1点聞いておきたいんですけども、いわゆる会計年度任用職員の期末手当のことが企画費の中で上がっておりますけども、今年を始めて最初の期

末手当ということで、特にパートの方の期末手当を支給できるということで今回の制度の改編の一つ目玉ではあったわけですが、実際、今年全てのパート職員の中で、どの程度の方が期末手当の支給対象になっているのかお聞きしたいのと、それから、多分対象になるのが週20時間以上という勤務が一つの条件になっておりますけども、平成30年10月に総務省の事務処理マニュアルというものが出ておまして、これは会計年度任用職員制度をつくる上でご存じとは思いますが、そのパートの期末手当の考え方という点で、週当たり15時間30分未満は支給しないという考えが示されております。これは国の再任用短時間勤務職員、週の勤務時間が15時間30分以上のフルタイム未満に対してということで期末手当を支給するものとされていることを踏まえたということで、15時間30分というのが一つの目安として挙げられておりますが、本町としては20時間以上というふうにされてこの分は採用されなかったんですけど、その辺はなぜそうされたのかも含めて説明いただきたいと思っております。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

6月1日現在という形でご理解いただきたいんですけども、本町の会計年度任用職員63名在籍しております。そのうち今回の期末手当の支給対象というのが27名でございます。一方、これまでの月給から時給という形で、時給の方にも、一定、週20時間以上勤務された方については期末手当を出すということで決めさせてもらっておりますので、時給の方が12人、ですから、月給で雇用している会計年度任用職員が15名、時間給で雇用させていただいております会計年度任用職員12名ということでございます。

あと、期末手当の支給時間の考え方なんですけども、岡本議員がおっしゃるように、確かに、国の指針ではそういうふうになっていたと記憶しております。ただ、和東町

で実際、会計年度任用職員制度を始めるときに、有給休暇につきましては岡本議員がおっしゃるような15時間30分という形でたしか判定をさせてもらっていたと思うんですけども、この週20時間というのは、社会保険の加入条件でありますのが週20時間以上、月額8万8,000以上という規定がございますので、それを併せて総合的に検討したということでございます。

以上です。

会議の途中ですが、ただいまから暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控え室にお集まりください。

休憩（午後3時47分～午後4時07分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に続き会議を開き、質疑を続けます。

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、私のほうからは委託料について聞きたいのと、それから同じ10ページの17節備品購入、監視カメラ、これはどこにどのような必要性があって設置されたのかということをお聞きしたいと思っております。

その次のさっき言いました委託料についてなんですけども、これは全てお茶関係で、ブランド力を向上しようというふうなコンテンツのもとに予算計上をされています。

そして、次のページ、12ページにも和東茶ブランド化輸出促進補助金という形で100万円上げておられます。この委託料の中身をずっと見ていくと、ブランド力の情報発信冊子作成、これは何かしていこうとするときにはこういう窓口から入っていくわけなんですけども、しかし、その中で、おもてなし茶室デザイン製作業、これはひとつやっ払いこうと決められているわけですね。これで400万円の補助金と。

私、思うんですけれど、茶器作成委託料、これは秋吉久美子さんの関係で予算をされていた件だと思うんですけども、あれからどのような形でこの前の予算が使われた

のかということもまだ発信していただけていないので、その辺の発信をお願いしたいと思います。

それと、やはりブランドの構築ということは、ブランディングの投資意欲を高めていくということが非常に重要なことだと思います。その中でも、ブランド力について住民の方がどれぐらいの価値があるかということを経験してもらえ、そういったものがブランド力としてつくっていかねば、何もかもブランド力を高めるためだということで、玉石混交じゃないですけども、何もかも予算をとれるものとは違ってやっていこうというんでは、逆に住民の方々が、何をしようとしているのかということが認めて認められないような感覚に陥ってくるんじゃないかと、このように思っております。

それから、次のページの和束茶ブランド化輸出促進補助金100万円、これはどのような形で輸出促進をされるのか。ただ、100万円程度で輸出促進は難しいです。段階的にはどのように考えておられるのか、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、岡田議員のご質問の備品購入費ということで監視カメラの関係でございます。

監視カメラにつきましては、町長室と町長応接室に各1台ずつ付けさせていただきたいと考えております。これにつきましては、やはり町長の来客の方、不特定多数の方がおられますので、やはりきちっと監視という形じゃないんですけども、見守っておくという形で予算を上げさせてもらっている分でございます。

それと、茶器製作委託料ということで、一番最初の説明の中では、ふるさと納税返戻品を今回作製ということで、委員会的时候に報告させてもらった当初予算の内容で



ございます。秋吉久美子さんの作品で昨年、和東町向けに試作品を作っていただきまして発表されました。その湯冷ましと湯飲みと併せてセットで、一つ辺り7万1,500円、これを30セット用意させていただきたいと。それをもってふるさと納税の返戻品に使いたいということで計上したものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

委託料の関係等の内容でございますが、こちらにつきましては、事項別明細書の歳入のほうで過疎地域等自立活性化推進交付金という交付金を活用させていただきまして、国庫補助金でございますが、補助率10分の10で活用させていただきたくて今回提案させていただきました。

内容につきましては、やはり昨年の晩霜被害、またコロナということで、非常にお茶の需要が低迷しているということで、和東町は茶業振興を軸にしたまちづくりというのが本当に必要になってくるということで考えておりますので、お茶のブランド力向上ということで、一定、ほかの産地、いろんな全国的に見ましても和東町は1.6%ぐらいの生産量しかございません。その中で今後も生き残っていくためには、ほかの産地と違うということで売りに出さないといけない。差別化を図っていきたいなと考えております。気候でありましたり、土壌でありましたり、そういった和東茶の特徴を生かして、今後も和東茶のブランド力を上げるということで可視化できるような、傾斜があって非常に霧が深く発生して、おいしいお茶ができますよではなくて、それを数字的にもっと訴えるものとして調査をしていきたいと。

そういう味の関係でございましたら、例えば、深蒸しであるとか、そういうイメージでなくて、もっと香りを引き立てるような、そういった販路を拡大できるような、

そういう和東茶というのも新たに考えておりました、その調査研究を80万円考えております。それに基づきまして、そういったものを可視化できる冊子としてまとめ上げて、それを発信していくということを考えております。こちらにつきましては、一応、今、文化的景観の調査も入ってもいただいておりますので、そういう大学の機関等の方にもご協力をいただきまして、調査していきたいと考えております。

あと、もう1点につきましては、ブランド化も一つですが、あとは交流人口、茶畑を前にしてお茶を飲むことができるような移動式の茶室を考えております。天空の茶の間のイメージでございますが、茶畑の前でお茶を飲むようなスポットということ考えております。移動式ということで、行政主体で一定のところに置いておくのではなくて、茶農家さんのいろいろなお茶畑で自分の誇りする茶畑をPRしてもらって、そこで特化した和東町の特徴、自分の茶畑を披露するような場ということで、貸出しを考えております。そういったことで若い農家の担い手の方が自分の誇りとするものを伝えていくような場の提供になればと思ひまして、おもてなしの茶室のデザインの製作を委託したいと考えております。

もちろんお茶畑ということで考えておりますが、初披露ということになりましたり、やはりワールドマスターズゲームズも来年予定もされていきますし、いろいろな今後のイベントでもご披露できるかと思ひますが、最終的には行政主体のイベントではなくて、和東町全域フィールドを活用した茶畑景観というのを住民の皆さんと一緒に考えていきたいなど。日本遺産に認定された茶畑だけではなくて、いろいろな美しい茶畑があるというのをPRして行って、ブランド力を高めるという事業を考えております。

あと、和東茶のブランド化の商品開発につきましては、これは抹茶とか煎茶、ほうじ茶のアイスクリームを考えております。抹茶の需要が非常に高いということで、食べ比べのスイーツを商品開発して、それを売っていけばということで、商品開発の委託料として30万円を考えているところでございます。

あと、ブランド化の輸出の促進につきましては、海外の輸出のためには、やはり農

家の方が直接輸出しようとなるとなかなか大変でございまして、100万円ではできません。ただ、今回の部分につきましては、やはり海外ですので、残留農薬の検査が非常に重要かと思っております。この分を一定100万円の中で10軒分を一応想定はしております。海外におきましてもいろいろ厳しいところであったり、そうでないところ、いろいろありますけれども、一応、アジアのほうに向けて販路を拡大したいという動きもございまして。

茶農家さんが直々若手の農家さんが非常に頑張っておられるという、そういう需要もございまして、行政が主体ではなくて茶農家さん主体となって、また、行政はその後押しを支援するような形でこの事業を国の要望させていただきましたところ、5月に内示がいただけましたので、今回6月の補正ということでさせていただきました。和東茶×プロジェクト事業ということで、和東茶で世界を駆けめぐらそうとPRを促進してまいりたいということで、コロナの時期ではございますが、息の長い戦略というのが大事かと思っておりますので、対策を講じながら進めてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今、説明いただきました。モチーフとしては非常に立派な考え方であろうと思えます。その中で、やはり商品開発という話、こちらのほうからアイスクリーム、ほうじ茶とか抹茶でも決めつけられておる。じゃなくて、何でも物事を立てていく、あるいは考えていくときには、やはりお客さんが望んでいるのはどんなものなのか、そこから発想に入らないと、こちらから決めつけて物を売っていくという商売はこの頃はできないと思う。だから、お客様が認めていただくような商品開発、これは委託じゃなくて自らが考えていく。和東町は和東町のものをつくっていく。ほかの業者に委託するんじゃないで、やはりみんな考えていく。

さつき町長が協働とかどうのこうのおっしゃっています。やはりそういった面で協働を作っていく。そこから入っていかないと、ただ、物を作って商品ができました。買って下さい。お客さんがそれで反応してもらえるかどうか、そこをまず突き止めて販売業務をしていかないと無理だと思います。その辺をもう少し考えていただきたいと、このように思っております。

それから、おもてなし茶室デザイン、これを造るんですか。どこにどのような規模でいつ頃造られるんですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

4、5人程度座れるような天空の茶の間ということで考えております。静岡とか、隣でしたら宇治田原町もいろいろされていますが、宇治田原町みたいなあんな大きなものでなくて、移動式ですので、どこでも使えるようなということで、4、5人程度のベンチを考えているところでございます。

先ほど言葉足らずでご説明ができなかったんですが、商品開発に当たりましては、一定、海外のほうで非常に需要が高くて、もしお茶が提供してもらえらなりましたらこういうことをやってみたいなという事業者さんがあるというのもお聞きさせていただいているところでございまして、非常に農家さんのほうも、一応、いろんなお茶を提供されるという動きも出ているという状況で、行政主体ではなくて、いろんな動きがですね、先ほど秋吉久美子さんの陶芸のそこから始まりまして、いろんな方と交流が深まりまして、事業提案が、それからまた需要ですね、農家さんの意欲も高まりつつある中で何とか頑張っって、また、これを機会に幅広い農家さんにも拡大していくような、そういう先駆的な事業になればということで考えているところでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

先ほど言いましたように、やはり農家のほうから機運が高まっている、だから、造るんだ、そうじゃないと言っているんでしょう。だから、一般の外部が何を求めるかによって創っていく。400万円ぐらいの予算ですと、一坪茶室とか、それよりもう少し大きな茶室が想定されるんでしょうけども、これは宇治のほうでも先に茶室を十分やっておられて認知されております。その方々が和東まで流れてこられるのかどうか、その辺の市場調査というものも先にやらないと、建てたわ、来ていただけないわ、後から何とかなるわ、そういう予算の使い方は非常に私は地域活性化の予算にしたかっってもったいないなと思ったりしております。

カフェにしたかて和東茶そのものが今は個々で販売されています。Aさん、Bさん、Cさんの名前で和東茶という形で売っておられます。せっかく町営の和東茶カフェという名前がある以上、和東茶のブランドをつくるんだったら、和東茶の茶をつくらなければ、個々の名前じゃないんだよ、和東茶の名前で売るんです。そして、ブランド力を高めていく。

お客さんは1,000円、2,000円のを買いに来られた。和東茶のお茶を買ってきたよ、そうやって広めてもらうような方法をとらないと、和東町へ行ったけれども、岡田泰正の茶を買ってきたわ、あるいは岡本正意の茶を買ってきたわ、これでは和東町のブランドにはならない。ただ、商品を買ってもらったというだけのことで、それを錯覚。私からすればするべきじゃないと思います。

だから、和東町の方もほかの地域でお茶をつくっておられますね、田辺とか城陽とか加茂とかね。隣接していますけれども、その方が和東町で生まれたら和東茶になっちゃうんです。このような扱いもどうするかということも根本的に考えていっていただきたいと思います。

だから、先ほども言いますように、和東町で作った茶、個々じゃなくて、先ほど言

いましたように、お客さんに対してどのようにアピールをしていくのかということ念頭に置いたブランド力というものを考えていかないと。だから、相手さんを見殺しにしてブランド力がどうのこうのと、こういうような形で予算を組まれても、ただ、お金を使った。一向にブランド力が上がってこない。今まで一生懸命やってきたけれどもというような形になっちゃうんですね。

先ほど総務課長がおっしゃったように、秋吉久美子さんのセット、それをふるさと納税で返戻品に使おうと。どのような評価が寄せられましたでしょうか、そして、どのようなコストが出ましたでしょうか、教えてください。

総務課長（岡田博之君）

岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回6月補正で予算化をさせていただいておりますので、住民の方からのお話というのは今後になると思います。

予算を通り次第、作製に取りかかりたいと思いますので、でき次第、新聞発表、またホームページで案内させていただくと。その中で住民の方からの好評があるものというふうに理解をしております。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

一つ作品ができましたらこの議場でも結構です、このようなものができました。これでどうでしょうか。我々が審査員になるんじゃなくて、やはり顧客の目で、頂いたら、これやったら使ってみたいというふうな感覚になるのかならないのか、こういうことから始めていかないと、これを贈って喜んでもらえるのかももらえないのか分からないですね。だから、我々が品定めじゃないですけども、もらって使いたいというふうな作品をつくってもらって、そして、それを返戻品に置く、そのようなことで初めて相手さんが喜んでもらえる。そして、和東町はいいことやっているなど、これが

ブランド力につながる、ブランディングしていくという一つの形になろうかと思えますので、その辺のことも、ただ、こちらのほうで素通りじゃなくて、有名人が作ったんだから絶対大丈夫だというふうな感覚のものの発想をしないでいただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長、岡田泰正議員の意見、よく分かりました。答弁は結構です。私の言わんとすることと一緒にしよう。

畑議員。

○9番（畑 武志君）

先ほど来、いろいろな質疑が交わされておりました。今回の茶業経営支援金3,000万円につきましても、雨が降って、今、LINEが来たんですよ。雨が降って見てもしたら、支援金頂けるんですねと。こういう話の中で、実は、私は住所は木津川市なんです。当然、先ほどの答弁の中では、和東町に在住してなかったら駄目です。これは私も分かっております。ところが、厄介なことに、畑の持ち主は和東町で登録しておいて住所は木津川市なんです。固定資産税は納めているんです。こういう大事な話です。この場合、どうなるのかなという思いが今ふとしたんです。住所は木津川市で固定資産税は和東町に納めてます。こういう話があります。

これね、過去にこういうことがあった。木津川市で奥畑ですけど、和東町の間人が木津川市、加茂町で畑をつくってます。田んぼをつくってた。そこへシシの檻の申請に行ったんです。和東町の間人ですから、あきませんと、こういうようになって、分かりましたって帰ってきたんです。ところが、納税は木津川市にしているという話がどこかから出てきたんです。そこで、木津川市は困ったもんやいうて、結局、補助金も下りませんでしたけど、それはどっちが正解なんやろなという話が出た。これかて同じケースであるのかなと、このように思うんです。誰か分かっている人、

答弁願えますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

茶業経営ということで、経営の援助ではございませんけども、一応、支援という形でございます。現に、固定資産税という形になる方がおられるようですけど、農業経営という形の中で収支を持って課税させていただいている方ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

分からないんです。最後、ふにゃふにゃと言っている。だから、できるんですか、できないんですか、そんないろんな答弁は結構ですよ。それだけ言ってください。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

できません。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

できないということですね。それは本人にそう伝えます。固定資産税がどうなるのか、それは私は分かりません。

先ほど東本課長ね、答弁で、できるかできないかはっきり言ってくださいと言ったのは、先ほどの移動スーパーのときでもワーツと言って、具体的に何も分からないん



ですよ、話がぼやけてしもてるんで。だから、我々が求めているのは、具体的に、こうですという答えが欲しいんですよ。でないと、移動スーパーできるんですね、しかし、どうするんですかと言ったら、分からない。ぼや一っとぼやけてしまった。こんなこと私は言えませんよ。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

失礼いたしました。申し訳ございません。

今回の買物の車の件でございます。これにつきましては和東町の商工会のほうから要望書が出ております。昨年の暮れから商工会としてアルバイトを採用しながら独自に活動していただいております、買物、また困り事のサポートということで活動されております。

今年の3月に要望書が出てきておまして、昨年の12月から事業を始められております。12月にはご用聞きで85件、1月で101件、2月で97件、また、買物代行ということで、12月に11件、1月に14件、2月に27件ということで利用率も上がってきているということでございました。

当該事業につきましては、買物難民の方ですね、高齢者であったり、家族の方でなかなか買物に行けない等がご利用されているようでございまして、これから夏場を迎えながら、本人さんにつきましては、物を選べるような形態で物を買いたいというご要望があるということでございますので、今回、買物サポートの車といたしましては、軽トラックをパネルで冷凍庫つきで、最近、冷凍食品が多くなってきておりますので、そういったもので解けないものということで、冷凍庫を載せるということで300万円以上の金額にはなっておりますが、そういった軽車両を購入して、採算性は別として、やはり和東町の住民の方の生活を助けたいということで商工会は考えておられますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

最初から分かってたんですよ。だから、最初からそう言ってくれたら、ゴタゴタしないんですよ。それを何だかんだ言うから何も話が進まない。これからもそういう形でやっていただきたい、このように思います。

話は道にほうに変わります。

建設事業課長、町道撰原下島線の改良工事500万円が計上されております。これについてどのように進むのか、どの辺の場所なのかお聞きしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

町道撰原下島線につきましては委託のほうで上げさせていただいております。これにつきましては、撰原の墓地から下島の高橋から上がったところまでの間をもう少しよくしたいということで、今、この間、普通車が離合ができない状況でもありまして、救急車等を通すためにはこの間を通れるようにしたいというのが地元からの要望がありまして、大体、地元のほうの要望が80%ぐらいついてきましたので、測量に入りたいということがございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

要は、広げるということですね。道幅を広げるということですね。ごみのパッカー車はそこは通っていませんの。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

現時点では撰原長井から上がって行って、それから、撰原の農道から上がっていくような格好になっていまして、ここは通っておりません。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

通ってないのは私は記憶しております。

道に関連いたしましてね、今、府道木津信楽線が仁丹橋のきつい難所のカーブ、最後の工事になってきていると思うんです。そうした中で、私は去年の委員会でいろいろ要望しておりました。馬場課長、もう忘れておられると思います。多分忘れてるし、頭からその場で抜いてると思います。何だか分かりますか。分からないでしょう。

というのはね、その当時、観光バスがどんどん入っておりました。阪急交通社とかの大きなバスが入っておりました。その当時は、高橋のバス停で止まったら危ないですよと、いろんな論議をしました。あの道の上に木の枝がかかっているか何とかしてくださいと。バスの運転手かてかわいそうですよと言った覚えがあります。議長、覚えておられますか。

○議長（小西 啓君）

はい、覚えております。

岡田、勇議員も言っておられました。

○9番（畑 武志君）

それを言ったのに梨のつぶてもないということなんです。

私は、土木事務所へ言ってください、お願いいたします、我々が言ったってあかんから誰かを通じて言ってくださいよということをしたんです。それは恐らく忘れておられるかなと思うんです。

というのはね、なぜ、またここで問題を新たに出してきたかというたら、野菜即売

センターがオープンすると。ハウスが先ほど1,700万円いうたら2,700万円の建物ができました。あそこで野菜を売ると。コロナが収まったらまたバスが入ってくるでしょう。それまでに何とか道の上の木を切ってくださいよということで要望しているんです。恐らく頭からその場で忘れてしまっているというか、何とも気になってないと。いかがですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

その点についてお答えさせていただきます。しっかりと覚えております。去年、関西電力、それから木津土木が12月に伐採をしております。今年また、昨日まで高橋のところは上を全部伐採に入っていまして、今後、奥のほうに向かって伐採に入っていくということで、今、工事を地元業者が行っております。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

ちょうど撰原のバス停から長井に向かってのところでね、後ろから見ていると屋根がつかえているんです。前のときも言いました。だから、持ち主はどこか分かりませんが、調べてひとつお願いしてください。動いてくださいよということをお願いしたんです。これは至急にやっていただきたいと、このように思います。

もう一つは、府道宇治木屋線、これは建設協会の新聞によると、42億円で入札がほぼ決定と、このように新聞に載っております。延長が1キロ900メートル、幅が6メートルで工事金額が42億円ですか、このように私、新聞で見ましたので、府議会が通らん限り、発注ができないと、このように思います。それは十分承知しております。

府議会が終わるのが6月いっぱいだと思います。7月に入ったらすぐにでもトンネ

ル推進会議を開いて、トンネル通信ですか、それに対して1万3,000人の署名が我々このメンバー五、六人で署名を取りましたから、一日でも早くトンネル通信の新聞でも出してほしいんですよ。

聞くところによるとね、去年も総会してないというふうに聞いてます。その点、何が原因であったのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

ただいまの件につきましては、今年の1月に京都府との話を再開しておりまして、結果的には2月の中旬に入札を行うということになり、入札を行った段階でお礼も兼ねて協議会のほうで挨拶に行くということで、3月3日に実施させていただきました。コロナの関係もございましたけども、何とか時間が取れましたので行かせていただきました。

これは私の早とちりもあったんですけども、京都府につきましては5月の臨時議会、それから6月定例会という形で用意されておりまして、4月13日に入札が終わりましたので、5月の臨時議会で当初出していただけるということを、私のほうでは勝手な判断もありまして、そのつもりをしておりました。

それで、6月の中旬に文書を出したいという考え方をしておりましたが、実は、実際のところと言いますと、たしか6月10日だと思うんですけども、初めて京都府の議会の議案を出すということが分かりました。5月26日に京都府と協議をしておりまして、この26日に協議をした中ではまだ発表はできないということで、6月の案件にできないということだったので置いておいたということです。

実は、今の42億円につきましては、宇治田原側から約1.8キロほどの工事でございます。残りの1.2キロの工事につきましては、これも実は5月の末に事業評価委

員会というのがございまして、この事業評価委員会において反対側、今度は和東の話になるんですけども、この事業評価委員会を通るまで、できるだけ話にはならないというようなこともあったので、そこも含めて6月まで待っていたという状況です。実際には、京都府議会の6月30日の最終日に議案として出ます。これが出た段階で出すということには準備は進めてまして、原稿とかその辺のあたりは全部出来上がってはいるんですけども、内部の話もありますので、今のところそれを公表してないというのが現状でございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

要は、42億円で半分ということですね。1キロ900で半分ということですよ。ちょうどてっぺんで切ったような形の中で、残りがこっち側というような形ですか。これは府議会が通らん限りは発表できないことは十分分かってますけども、これはうれしいことに、こういうニュースですからね、早いこと私、一遍質問しようという思いがあったんです。

課長、先ほど言ったように、もし決定になった場合はすぐに出してくださいよ。先ほどの総会のことについても答弁を頂いてません。どこで何があったんか分かりませんが、何ら進んでないように思うし、そんなもんあるのかというような感じでしたから再度確認したんです。

それから、野菜即売センターにつきましては、先ほど喫茶店もするとかいう話も出ておりました。そうすると、こっちのグリーンティにも喫茶店があるし、こっちにもあるということですね。二つができるということですね。ここで同じ業種同士が集まって戦うんですか。それとも一つにされるんですか。ここらも私、分からないんです。いつこういう喫茶店を持っていくのかなという話も出たのも私、分かりませんでした。

建物はこんな大きなものを建てるとは思ってなかったし、言葉は悪いけど、だま

れたというような感じで私は予算に立ちましたからね、これ以上、文句は言えませんが、こうこうですよということはやっぱり我々に言っていただいた中でやってほしかったです。最後に誰か答弁ください。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

実際にトンネルにつきましては、2,996メートルございますので、それにつきましては3分の2ほど今回は掘るということになると思います。

先ほど内部のことを言いましたけども、南部の話とか、その辺あたりのことを全部整理するというのもございましたので、そのあたりについてはできるだけ内部事務ということでご理解を願いたいということでございます。

併せて、それを含めた会計を開いた中で整理はさせていただきますので、4月1日という日が決まっておりますので、これにつきましては動かないような努力をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

畑議員の直売所の件について答弁させていただきたいと思います。

まず、大型車両の侵入についてのご質問もございました。これについては、一定、車両の幅も含めして、離合は無理ですけれども、片側通行ということで、それは計算して幅はとっております。

あと、建物の大きさなんですけれども、一番初めに、こういった施設を創ろうかといったときに、先ほども出てましたように、ガラスハウスを移設して有効利用しようかなということで一番初めの根本的な考え方はそうでした。ところが、いろいろ建築会社とかコンサルに聞きましたら、建物の構造上、かなり厳しいので、それでしたら

新たに建て替えたほうが安く上がるし、建物として機能するんじゃないかということで、ガラスハウスを再利用するということは諦めました。

その関係で、面積につきましては、現在のところ110平米までで、それはガラスハウスと同じ大きさのものを建てる計画をしておりましたので、建ったら大きく見えるんですけれども、面積的にはガラスハウスの建物と同じ大きさを一つの基準にしております。

それと、喫茶店の話なんですけれども、ほかに民間でもやっておられますので、通常の喫茶店は考えておりません。茶店という名称が出ているんですけれども、うちでハーブを作っております。それと、今後、野菜を売る計画をしておりますので、メニューはまだ決まっておりますけれども、そこら辺を組み合わせた、ほかにないものでちょっとした軽食みたいなものを出せないかということで、今、考えさせております。

といいますのは、野菜物で客単価を取るとするのは基本的に難しい面がございます。だから、やっぱり食事も含めて一定の客単価を上げていこうということで、喫茶店といたら大きいイメージになるんですけれども、簡単な野菜とかハーブを利用した、ほかにないもので特徴のあるものをそこに付けていこうじゃないかということを考えておりますので、また細かいメニューはいろいろ考えさせておりますけれども、基本的なベースはそういったことになっておりますので、ご了解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長します。

畑議員。

○9番（畑 武志君）

奥田副町長、初めからそうしたことを言っていたらむきになって言わないですよ。あの建物を見たら本当にでかいです。バスが入るためによけるんだということ



も理解しながら、こんなもんバス入るのかなという思いがありました。

それと、何回も繰り返します。和東町の野菜だけで間に合うのか。当然、活性化センターでもつくってるからそれも間に合わそうと思っているんでしょう。だけど、議長がさっき言ったように、丸寿から仕入れたらあきませんよ、どこかから仕入れたらあきませんよ、これだけはやはり守っていただかなくては、我々かてあれぐらい口酸っぱく言ったのに、そんなことやってるのかということになりますので、くれぐれもそれだけは守っていただきたいと、このように思います。

終わります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほど最後にお聞きしていた会計年度任用職員の期末、答弁を頂いたんですけども、いわゆる63名の会計年度任用職員のうち27名が支給対象というふうに伺って、27名の内訳を12人、15人ということで答弁いただいたと思うんですけども、もう一回確認なんですけども、会計年度任用職員はパートとフルタイムということで二つありますね。フルタイムの方は基本的には出るんじゃないかと思うんですけども、63名というのは皆パートですか。パートの会計年度任用職員の方が何人おられて、そのうち何人が期末手当を得られる予定なのかということをもう一度確認でお聞きしたいということと、15時間30分の枠というのを国が示しているけども、町としてはいわゆる保険の関係とかで20時間以上にしたということなんですけども、ただ実際、木津川市では15時間30分ということで採用されていますし、もちろん和東町と同じように20時間以上というふうに併せておられるところもあるんですけども、やはり、より多くの今回の制度の一つの目玉であった期末手当というものを支給していくという観点からすれば、最低でも15時間30分というところであるべきであったんじゃないかと思うんですけども、その辺も含めて答弁いただけますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の内訳でございますが、フルタイムの会計年度任用職員が1名、62名がパートタイムの会計年度任用職員でございます。

先ほど説明しました15人、12人というのは、月額で雇用している会計年度任用職員が15、時給で雇用させていただいている会計年度任用職員が12名、この方が期末手当の対象ということになっております。

確かに、和東町12月議会のほうで提案させていただきまして、ご承認いただきました。その際、各町村、足並みもそろっておりませんでしたので、再度、岡本議員がおっしゃる形で、京都府を通じて各町村の状況を確認しながら検討を始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

63名中フルタイムは1名しかおられないんですね。38時間でしたっけ。囑託の方がどうなったのかという意味では大変絞られたんじゃないかと思うんですけども、いずれにしても、パートが62名のうちで2名おられて、実際に支給されているのが二十数名という点では、半数以下の方しか支給されていないという状況があります。そこはできるだけ多くの方がそういったことになるように検討いただきたいというふうに強く要望しておきたいというふうに思います。

それともう一つは、5月の臨時議会のときの話で、一応、事業が始まっている部分がありまして、今回はここに直接は関係はないんですけども、今、準備を進めていただいている分として商品券の部分があると思うんですけども、今、実際、各区のほう

に、それに向けた準備をいろいろご依頼されているというふうに思いまして、私もたまたま自治会のほうの役員をしている状況があって、それで文書も頂いたんですけども、今、1か月以上たっておりますけども、実際にどのような準備状況にあって、いつ頃から配布できる状況なのか、その辺はどうなっているか説明いただけますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

6月5日ぐらいに申請書を送る封筒が届いております。それと、先般15日でしたか、商品券が刷り上がってまいりました。7月1日に各世帯に送付予定でございまして、6月1日現在の人口調査の世帯送りの部分の名簿の再チェック、それから、それをそのまま印刷にかけますので、そのデータの整理を今しているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先日、自治会の関係として担当の方にお話を伺ったときに、各区でいいますと各組があるんですね。その各組ごとの名簿を出していただいて、あと、それに基づいて例えば時間帯を振り分けたいので、そういったことも含めて協力いただきたいということで聞いております。

各行政区ごとぐらいの公民館であるとか、また、ふれあいセンターとかも含めまして、そこで引き換えるという形でやりたいというふうに聞いておりますけども、ただ、その場合に、そのときに行けない場合はどうなるのかとか、あと、区に入っておられない方はどうするのかとか、いろんなことが起こってくるんじゃないかという話も伺っていたんですけども、5月の臨時会のときのこの商品券の関係の説明があったときに、配布の仕方としては、もちろん各区に出向いて云々という話もされていただけ

ども、私が初めに思ったのは、どうせ全員に渡すわけですから、申請してもらって引き換えてというよりも、券そのものを送ってしまったらいいんじゃないのかと。そのほうが早いんじゃないかと。もちろん金券なので、書留であるとか、そういった対応が要るかもしれませんが、一々いろいろ時間も分けてとか、配慮もしながらやるということを考えたら、書留等で商品券を直接送ったほうが早いですし、確実に届くんじゃないのかというふうに思ったんですけども、そういった方法というのは今回採用されないのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

やはり商品券という性格もございますし、金券でもございますので、郵送には適さないと考えております。

また、やはり金券として、お金としてお渡しいたしますので、請求していただいた中で交付させていただきたいというふうに思っております。

今ありました公民館につきましては、前回の臨時会するときにも答弁させていただきましたけど、それ以外の方につきましては、やはり住所地ということで、公民館を使用させていただいて、そちらのほうでその区の組割りはされていると思いますし、密にならないという格好も取りたいので、時間を分けながら組単位、また、最終ぐらいに区に入っておられない方のその他の方の時間帯を設けたいと。

ただ、今、言いましたように、密にしないという方向ではございますので、若干時間のずれで来られる方はおられるでしょうけども、それは拒否しないというんですか、絶対にその時間でという形では思っておりません。

また、今、早急に住民の方に配付したいという考えで各区を回らせていただきますけども、来ていただけない方、例えば、お勤めされている方もおられると思いますの

で、うちのほうの勤務時間を延ばしまして、7時頃までの対応でありましたりとか、休みの日、日曜日ですね、配付強化というんでしょうか、8月いっぱいまでは考えておるんですけども、7月中ぐらいを強化的に取りに来ていただける機会を増やして、なるだけ配付を早く進めたいというような形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

もちろん密の問題もあるんですけども、いずれにしても、それを考えたら送ったほうがよっぽどいいんじゃないかというふうにも思いますし、やはり高齢の方もおられたりとか、実際に行く自身が場所によってはしんどいという方が多くなってきますから、もちろん来れる方はそれでいいですけども、そういう方がどんどん後々になってしまふということになってしまいますので、人によってはちゃんと郵送の措置も取れるような一定柔軟な対応も今後していただいて、とにかく来てもらうというだけじゃなくて、こちらからちゃんとしてあげるという、そういうことでぜひ私は対応いただきたいというように思いますので、そこはもう少し検討をいただきたいというように思います。

最後に、1点だけ確認しておきたいんですけども、先ほど岡田泰正議員のほうから出ました企画費の委託料の関係で、おもてなし茶室400万円ということで、先ほどの説明では移動式ですか、いわゆるどこかの茶畑とかの近くまで行けて、そこで四、五人でお茶を立てたりとか、お茶を楽しむであるとかいうことができるという移動式の分だということなんですけど、これは、ある意味、400万円もかけて今することなのかと思ったりはするんですけども、ただ、するにしても、これは実際、例えばどういう形で利用されるというように想定されているのか。例えば、観光客の方とかがどこどこの茶畑でお茶を飲んでみたいとかいう申込みがあって、その希望に沿ってそ

ここに持って行ってそこでやってもらうというような運用なのかですね。そういったことにどんだけニーズがあるのかということがありますけども、そういったことを誰がどうやって持っていったりとか、ただ単に持って行って、それをおもてなしする人は誰がするのかとかいうこともあります。勝手に飲んでもらうわけにいかへんと思うんですね、その辺もそうですが、その辺の茶畑とかもどこでもいいのかとかいうこともありますよね。

だから、その辺どこまで考えてこれをつくろうと。400万円もかかるんですから、一回つくったら、あまり使ってくれないし置いておこうというわけにいかないですよ。それを本当に有効利用するというか、多くの方に愛していただけるようなものにしようと思ったら、一定のそういう戦略というものもありますし、そういうことを実際に農家の方とかどんだけ求めておられるのかとかいうこともありますよね。だから、その辺をどう今まで分析されて、こういうことをやる必要があるというふうに結論づけられたのか、具体的にどういう運用を考えておられるのか、料金を取られるのかも含めて、どういう体制でこれを組んでいくのか、誰がそれを担うのか、その辺を分かるように説明いただけますか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

このおもてなし茶室の関係でございますが、一応、デザインがこちらのほうの見積りでは100万円、製作が300万円ということで予算措置をさせていただきまして、今議会で議決いただきましたらプロポーザルという形でさせていただこうかと思っております。

今年度の事業として、まず一つは、茶源郷まつりが今年度どうなるかというのは、19日の実行委員会のほうで決まるということをお聞きしているんですが、当初の予

定としましては、茶源郷まつりにこのシャトーをご披露すると。そこで、10ページの7節報償費、おもてなしに謝金ということで4万円を計上させていただいているわけですが、まず、初披露ということで、行政主体で畑をお借りしまして、そこでおもてなしをしていただける方を2日間お願いしまして、煎茶を披露させていただくというのが4万円、それから、その後はワールドマスターズゲームズ、10月31日、11月1日ございますので、そういったおもてなしのブースを設けるというのを考えております。

その後になります、10節需用費の印刷製本費30万円を計上しているわけですが、「こんなシャトーが完成いたしました。貸出しできますので、皆様の茶畑の中でこういったことを利用しませんか」というチラシを印刷させていただこうと思っております。一定、料金につきましては、これは過疎集落100%でつくっておりますので、貸出しにつきまして、現在のところ無料貸出しということで考えているところでございます。

需要につきましては、今回、皆様方もご存じかと思いますが、観光入り込み客数、観光客が増えるだけがいいということではないんですけれども、お茶の京都から始まりして、非常に落ちてきているというのが現状でございます。やはり和束町の中で飲食店とか観光業とかということで消費が低迷してまいりましたら活力がなくなってくるので、そういった活力を再生するためにも何か一つの手だてということで、需要ではなくて何か仕掛けが必要ではないかということをお考えまして、一定、お茶の京都が3年過ぎましたので、今回こういった事業を提案させていただいた次第でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

話にとって悪いんですけど、今の答弁は、先ほども言ったように、移動式で、何で移動式なのという感覚なんですね。そんなんやったら、今の屋台ですよ。茶室じゃなくて屋台や。やはりブランド力というものは、あそこへ行けば和東町にはこういうおもてなしのちゃんとしたもんがあるんだよということを意識づけて初めてブランドなんだ。ただ、予算がついたから屋台みたいなもんをつくって、あっち行き、こっちへ行き、そしてそのたびにそこでやっていますというアピールもしなきゃいけない。移動するにしたかて余計な手間がかかるでしょう。

これは私の意見ですから、そうやって決められてやってみられてもよろしいですけど、もう少し何を求められているのかということをはっきりとマーケティングをしてやられるべきだと思います。これが一つ、今、岡本議員のご質問の中で思ったことですので、付け加えさせていただきたい。

それから、農村振興課長、先ほどの商品券、これは額面は千円券で5枚なんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

500円の10枚つづりでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○7番（岡田泰正君）

分かりました。それなら使い勝手がいいですね。

それから、先ほど副町長が、野菜では単価が上がらないというようなことをおっしゃってました。やはり私は農作物については地産地消というものが原点にあろうかと思っております。その中でお米についてはJAから保育園に地産地消されているんですか。いかがですかね。



○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

ただいまの質問にお答えします。

J Aのほうから購入はさせていただいております。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

続けられているということですので、非常に結構かと思っております。

その中で、今、出たように、かつて、野菜について地産地消をしようじゃないかという案が出てまして、それで一応、タマネギであるとか、そういった大量にできるものを寄せ集めてやろうということで企画をされたということを私は覚えております。

しかしながら、食卓メニューを組んでいかならんですね。利用される方については、その日にちに間に合うか合わないか、これが非常に問題になったそうですね。だから、一定数がまとまるということが原点にあるわけです。

はだから先ほどの農産物についても、一、二点じゃなくて、まとまったものが点数として必要不可欠になる。まとまっているからこそ、よそからでも、あそこへ行けばあるよねという形でお客が来ていただける、そのような道筋で引っ張っていただかないと、ただ、私が作った、食べた、しかしながら残った。もったいないから1点、2点持っていってお金にしようと、こういう考えの中の商いではとても商売として、和東町としてやっていく、ブランドを高めていく一つの手段としてはならないと思います。その辺もお考えの中で立ち上げていっていただけるのか、その辺について答弁をお願いします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

当然、行って、施設のものはそれしかないという分ではやっぱり駄目だと思います。将来的な話という形では申し訳ないんですけど、やはり栽培計画、生産計画、これが得意の農家さんとかも出てくるとは思います。そういったところで四季折々のものをそろえて販売できるというのが理想でございますので、そういった方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それから、地域力の課長さん、先ほど言いましたように、茶室ね、もう一遍考え直してもらえませんか。

というのは、私もこだわりじゃないですけども、茶源郷まつりでもいろいろするんだと。そうやってスポットライトを浴びるのもいいですけど、その場限りじゃないですか。2日間だけじゃないですか。あるいは一つのバックにお茶のメインを置いて茶室をする。そこへ行けば喜んでもらえるかもしれない。しかし、その日にち限定でしょう。合はどうするんですか。普段は開店されないんですか。閉店ですか。どのような扱いをされるんですか。365日オープンじゃないんですか。だから屋台だというんですよ。

茶室としてネーミングを立ててブランド力を高めていくんだというならば、思い切ってますね、人件費もかかりますけど、赤字覚悟で365日オープンにして、「こういった景色の中で和東町はこんな取組をしています。皆さん、来てください。満足してもらえますよ」というふうにアピールしてやっていくのが本来じゃないんですか。あっちこっちあっちこっちに移動して、原山へ持って行って、石寺へ持って行って、また釜塚のほうへ持って行く、そんな無駄なことは今の時代にそぐわないと思っております。

もう一度再考していただくように思っておりますが、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご指摘でございますが、本当に岡田議員さんがおっしゃるとおりでございますので、せっかくお金をかけて造ったものですので、シャトーということで、フランスとか、そういったもののきれいなイメージを考えております。決して屋台とかっていうものではなくて、おしゃれなイメージで和東町の茶畑の中でお茶を飲んでいただくと、そういうのがテーマになってシャトーということで、本来の屋台とかっていうよりも、和東町に来てよかったなということで、美しい空間の中でおしゃれなところでということで、そういったものをプロポーザルで募集したいと考えております。

また、イベント時だけではなくて常時見せられるような形で、せっかく投資してさせていただきますシャトーでございますので、議決いただけましたら、一定、ずっと使うような形で仕組みを十分練っていきたいと考えております。

移動式というのが本当にいいかどうかというのは、やはりニーズもございますし、自分とこの畑で使っていいよという要望もあろうかと思っておりますので、一度ニーズを把握した中で、定着して置いておくか、あるいは貸出しして回すか、一定、造った段階でニーズを確認しながら判断させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○7番（岡田泰正君）

そのように言っていただくとありがたいです。

私が言いたいのは、一つの件で決まっています。和東へ行ってよかった、また行こうじゃないか、また、友達を誘って行こうじゃないか、その方がまたその方に対して自

慢できる和東町であってほしい。そうすると、来ていただいた方がそのお連れを連れて、その方がまた次の方に和東町を自慢していただく、こういう連鎖を作ってもらいたいと思うんですよね。単発じゃこの世界は広がりませんので、1人の方から1人の方に来ていただいて、自慢できるようなものを提供する。自慢できるということはお客さんが喜んで満足して帰っていただけるということにつながりますので、そしたら次のお客さんを呼んでもらえる。職員が呼ぶんじゃないに、来ていただいた方に呼んでいただける、こういう一つのシステムを作って行っていただけるということを基本に考えて、これからいろんな施策というものを考えて行っていただきたいなど、これは私の希望ですので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

私、議長から一つ質問させていただきます。

異例なことですが、議員の皆さん、お許してください。

地域力推進課長、茶室の件ですけれど、組立式ですか、そしてそれを貸出しが済んだら、組立て式だから、借りての方が組み立てるんですか。そして、年に何回か分からないですけれど、収納場所が要りますよね。それも確保できているんですか。そして二トン車に乗るもんなんですか、それとも軽に乗るもんなんですか。その辺どうなんです。役場の借りての人がかりられて、そして、人手が足りないから役場の職員が手伝いに行って組み立てるんですか。組み立てるっていったって、100万円が委託だったら300万円のものを貸出して、大事に扱わなかったらすぐ壊れるんじゃないですか。

それと、もう1点、1年前か2年前のときに長井の弥勒さんのところへ行くところの平地のところでは何かやっておられたんじゃないですか。あれはどうしたんですか。簡易のものをつくられて、あれはどうされたんですか。あれはほかされたんですか。あれは幾らぐらいお金がかかったんですか。そういうところの反省もされて、いろんなことがあって、そして400万円というものを上げてこられて、そしてこれからや

るということでしょう。いろんなことをどう考えておられるんですか。お願いいたします。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいま議長のほうからご質問いただきました件でございますが、お茶の京都のほうでおつくりさせていただいた部分につきましては、払下げということで一事業者さんのほうに払下げさせていただいてご活用していただいていると思っております。

当初、和東茶カフェの手前の空きのスペースに置いておられたんですけども、その後、木で造られてますので、そういったことで処分という形になったということで確認をしております。

今後の組立て、移動式になりますけれども、こういった方法で管理できるかとお話でございますが、それも踏まえてのプロポーザル、利用しやすい畑の中で組立てもしやすいようなことをプロポーザルで募集させていただくというのが今回のプロポーザルの狙いでございます。そういったこと全体も含めまして、本当に組立てもしやすいような形で工事が着手できるのか、利用できるのか踏まえまして選定をしていきたいと考えております。

○議長（小西 啓君）

弥勒さんはどうなったんですか。あれはどこが担当したんですか。

○地域力推進課長（草水清美君）

地域力推進課で担当させていただきまして、記憶では500万円ぐらい多分かかっているかと思うんですけれども、あのときは土台の田をお借りしまして、下の土台の部分もしっかりと固定させてもらった中で費用も発生しておりますので、結構な費用がかかっているということを確認しております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

その後、まだ残っているんですか。

○地域力推進課長（草水清美君）

今は雨とかで崩壊してしまっていますので、今は現存はありません。一応、決裁の後で、払下げを受けたいということで手を挙げられて、お譲りさせていただいたんですが、その後、やはりその場で壊れてしまったということで、現存はしていません。

以上です。

○議長（小西 啓君）

まだ質問したいんですけど、やめます。

ほかないですか。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

すみません、確認なんですけど、農産物の直売所なんですけど、この事業主体は地域力推進協議会のほうにお金が出るということですので、事業主体としてはそちらのほうで進めていかれるのか。また、今後についてもそういう形で事業を運営していかれるのか、その確認なんですけど。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今、受けていただくところがなかなかございませんということで、協議会を通じてやらせていただきますけども、やはり先ほどもありましたけども、自立していただけるような組織、エントランス和束みたいな形で自立できるような組織となっていければ、そちらのほうでお願いしていくという形でございますので、まずは出だしということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。準備委員会的な感じですね。

今も岡田議員のほうからもありました茶室の関係なんですが、私どもが気になるのは、天空カフェありますよね。今の利用実態は分かれますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

和東茶カフェのほうにお願いしておりますので、カウンターのほうはしておりませんが、お茶をお持ちになって飲んでいただいているという格好で運営はされております。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

大体どれぐらいの頻度で利用されているか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

天空カフェの利用でございますが、令和元年の利用、観光入り込み客数とつかんでおりますのが1,238人でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。意外と利用いただいているということなんですね。

やはりおもてなし茶室につきましても、そういう形で皆さんに利用していただきやすいものというか、そういうものにしていく必要があるんだろうなというふうに思います。

天空カフェにつきましても、私の知人も、町外の方ですけど、いい場所やということとでいろいろ発信もされていて、そういう形でリピーターも来られているのかなというように思うんですが、ずっとリピーターとして、先ほど岡田議員のほうからもありましたけど、広げていただけような取組というのにも必要かと思うんで、あまりそういう意味では、移動式というのはどうなのかなと。今日はどこにあるのかなということになりますから、固定式のほうが行きやすいかなというふうに思うんですけども、それも含めてじっくりと検討いただけたらなと思いますんで、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

特に今回、討論を用意していたわけではないんですけども、質疑を通じまして一言意見といいますか、意図も含めて討論をさせていただきたいと思いましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の補正予算の大きなものは、議論にもありましたように茶農家への激励金といひますか、支援金の給付でござひます。1農家10万円の支給をしていただひわけで



すけれども、これ自身は質疑でも指摘をしておきましたけれども、町の何とか支えたいという、そういう姿勢そのものは評価したいというふうに思います。ただ、町長もお認めになっておりますけれども、これ自身で今の茶業の不況というものを根本的に打開していく、そういったものではありません。ですから、やはり町としては、この10万円を支給して終わりということではなく、町として何ができるのか、また、京都府や国にもどういったことを要望し、また、施策をつくっていくのか、その意味で、やはり町長としてイニシアティブをとっていただいて、指導力を発揮していただいて、本当に根本的に農家を支えていく、また、不況にある農家の方を救っていく、そういった取組を進めていかれるように、ぜひ強く要望しておきたいというふうに思います。

こういった意味で、今回3,000万円の予算が組まれておりますので、これ自身は大きなものですがけれども、やはり一般質問等でも要望いたしましたけれども、まだまだ大きなほかの農家以外のところでも支援を求めている住民の方は多くおられます。そういった意味で、今回の2次補正というのはそういった意味での肉付けも大変期待されたわけですがけれども、残念ながら、十分ではないというふうにも思っております。今後、国のほうの二次補正を受けて新たな交付金の配付も予定されているというふうに思いますし、また、この間、指摘しておりますように、この間の取組の中で生まれてきた黒字や財政調整基金等も一定額あるわけですから、そういったことも含めて生活支援の取組を引き続き迅速に進めていただきたいと思います。

この間、要望しておりました水道料金の基本料の免除につきましても、例えば、2か月2期分を免除したとしても500万円程度でできるというふうに思います。今回、財源等は別といたしましても、先ほど来、議論になっておりましたいわゆるおもてなし茶室に400万円をかける、こういったことを考えますと、やはり今、本当に向き合うべきは苦境にある住民の皆さんの生活、ここにしっかりと今、向き合っていて、そこにもっと光を当てた施策を検討いただきたいと思いますというふうに強く要望しておきたいと思います。

いろいろと予算の中で指摘が多かった農村振興課関係のいわゆる移動販売車の購入であるとか、また、野菜直売所の今後の運営についてなど議論になっておりましたけれども、大変大きな予算がつく一方で十分な説明がされているというふうには今回思いません。やはり大枠としては意義のある取組だとしても、その中身が十分に説明されない、また十分に煮詰まっていない、こういった印象を強く受けました。ここはぜひ改善していただきたいというふうに思います。

また、冒頭に議員から指摘があった運動公園の側溝の改修費につきましては、これはどう考えましても理解できない、納得のいかない予算の組み方だというふうに思います。答弁を今、振り返っておりましたが、当初予算の議論のときから、一定、今回の補正というものが既に想定されていたというふうにこれは思っております。そうであるならば、議会に対して大変曖昧な根拠における事業というものが計上されていたということになりますし、その辺の説明もなく議員に判断を依頼していたという点では、深く反省していただきたいと。

今回、150万円だったものが200万円上乗せですから、倍以上になるわけです。こういった住民から頂いた税金でやっていく、そういった意識があればこういったいかげんなやり方での予算計上というものは私はできないというふうに思います。あれこれ言い訳されずに、誤っていたんであればそれをただしていく、そういった謙虚に反省をしていただいて、適正な執行をお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、今回計上されました予算が特に3,000万円の支給、10万円の支給が漏れなく対象となる農家の方に行き渡りますことを心からお願いいたします。賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほか、討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第31号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第31号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第32号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第32号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第33号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11、発委第2号 営農支援の抜本的な強化、充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

吉田哲也議員。

○5番（吉田哲也君）

発委第2号、営農支援の抜本的な強化、充実を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由及び議案といたします。

発委第2号

営農支援の抜本的な強化、充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和2年6月18日

提出者	産業常任委員会委員長	吉田哲也
賛成者	産業常任委員会副委員長	藤井清隆
賛成者	産業常任委員会委員	岡本正意
賛成者	産業常任委員会委員	畑 武志

和束町議会議長 小西 啓 様

営農支援の抜本的な強化、充実を求める意見書

茶業は本町の基幹産業であり、その振興は地域経済や住民生活と深く関わっています。また宇治茶の主要な生産地としての役割を担い、京都の地場産業、茶文化の土台を支えています。この間は、農家の営々とした営みにより保全されてきた茶畑景観を「生業景観」として位置付け、その価値を発信する中で、観光事業の推進、交流人口の拡大などにもつなげてきました。一方で、農家の高齢化の進行、後継者・担い手の不足、荒廃農地の拡大なども年々厳しさを増しています。

そのような中、昨年は30年ぶりの深刻な晩霜被害に見舞われ、再起を願った今年は新型コロナウイルスの感染拡大による経済悪化の影響で、茶の取引価格が暴落・低迷し、農家経営は大打撃を被っています。深刻な事態に対し既に廃業を考えておられる農家もあるなど、先行きへの不安や危機感が広がり、荒廃農地のさらなる拡大を心配する声も出ています。まさに緊急事態と言える状況であり、それにふさわしく思い切った実効性のある支援を必要としています。

現在の国の支援策では、補正予算で計上された「高収益作物次期作支援交付金」等があり、この間の経営困難や収入減少等に対応する次期作に向けた取組への支援や収入減少への直接的な支援の「持続化給付金」があります。しかし、この「持続化給付金」は50%以上減収の厳しい基準があり、大きな壁になっています。本町において

は、例年に比べ昨年は収入も落ち込み、その基準に合わせた給付では対象にもなりません。仮に対象になったとしても十分な給付額とは言えません。

政府におかれましては現行の支援策の拡充による可能な限りの対策強化は迅速に実施いただくとともに、今回のコロナ禍による危機への支援も含め、損失補填や所得保障など直接支援を柱とした恒常的な営農への支援の実施を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月18日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
財 務 大 臣 麻生 太郎 様  
農林水産大臣 江藤 拓 様

京都府相楽郡和束町議会

以上でございます。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

畑議員。

○9番（畑 武志君）

賛成です。

私は、発委第2号 営農支援の抜本的な強化、充実を求める意見書について、賛成の立場から討論をいたします。

今年1月28日に指定感染症に指定された新型コロナウイルスの世界的な感染拡大

は、5 か月近く経った今でも、一旦落ち着いてはいるものの収束が見込めず、今後、あらゆる面において第2波、第3波に備えた対策が必要となってきます。

本町の基幹産業である茶業は、昨年は晩霜被害により収入が落ち込み、今年においては、新型コロナウイルスの影響により新茶売りの不透明な状況が続き、茶問屋の買い控えが続いている。また、価格においても、ここ数年、類を見ない価格暴落が起こっており、農家にとっては非常に厳しく、危機的な状況に陥っております。二茶の動向についても同様の現象が予想されている。

持続化給付金についても、意見書にあったように収入の50%以上の減収が対象となるが、昨年の収入は例年に比べかなり落ち込み、その収入の50%以下が基準となればなかなか対象にもなりません。このような中、和東町の茶業を維持し、次の世代にこの茶畑景観を継承し、後継者を支援していくためにも、この意見書に賛同し、私の賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

岡本正意議員、どうぞ。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

発委第2号について賛成討論を行います。

昨年の晩霜被害に続く今回の新型コロナウイルス感染拡大の下での茶業経営の苦境は、お茶を生業とする農家に皆さんにとってこれまでにない厳しい事態となっているとともに、茶業を町の基幹産業と位置付ける和東町にとりましても、地域経済の土台を維持できるかどうかのまさに瀬戸際とも言える危機的な事態と考えております。この危機を乗り越え、苦境から農家と地域経済を守り、持続させていくためには、まずは今回の感染拡大に伴う打撃への思い切った予算措置と施策が緊急に求められており、持続化給付金などの現在考えられる支援をフル稼働させ、必要な拡充を迅速に行い、

いまいま困っている農家を支えなければなりません。

同時に、今回の新型コロナ感染は、収束の目途がたっておらず、第2波、第3波の感染拡大も想定される中で、来年も含めた長期戦となることは必至であることから、一時的な支援だけでなく、意見書でも触れているように、損失補填や所得補償などを柱とした恒久的な農家、農業支援への転換が強く求められていると考えます。

今回の危機に対し、これまでの延長線上程度の施策にとどまるならば、多くの農家の営農への展望を奪い、基幹産業の担い手を失うことになりかねません。それは営々と守られてきた農地を荒廃させ、生業によって保たれてきた茶畑や農山村の風景を一変させることにもなり、本町の地域経済やまちづくりの土台を崩壊させる事態にもなりかねません。このような事態を回避するためには、政府自身が危機感を持ち、本腰を入れた取組を進めることがどうしても必要であり、お茶の町の議会として、その危機感と切実な思いを国に届け、何としてもこの事態を乗り越える力になりたいと考えます。このことを訴えまして賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第2号 営農支援の抜本的な強化、充実を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第2号 営農支援の抜本的な強化、充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第3号 社会保障費削減をあらため、医療、保健、福祉の充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○ 8 番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。発議第 3 号についての提案理由を申し上げます。

意見書の冒頭にもありますように、新型コロナウイルスの感染拡大を通じて、私たちの命と健康を支える社会保障の仕組みがいかに脆弱になっているかが浮き彫りになりました。特に崩壊寸前まで事態が悪化した医療現場の窮状は、まさに懐然とさせるものであり、今後、さらに大きな感染の波が押し寄せた場合の不安は計り知れません。

第 1 波で明らかになった医療を初め保健、介護などの社会保障制度の大きな綻びを直視し、この間進められてきた社会保障予算の削減とサービスの後退への真剣な反省と転換が政府には強く求められていることから、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして、提案に代えさせていただきます。

発議第 3 号

社会保障費削減をあらため、医療、保健、福祉の充実を求  
める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 2 年 6 月 18 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 小西 啓 様

社会保障費削減をあらため、医療、保健、福祉の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、国民の命と健康を守るための医療、保健、福祉の現状が極めて不十分であることを浮き彫りにしました。感染者の急増に医療機関では受入れ体制がたちまち逼迫するとともに、一般診療の受診抑制による経営悪化が急速に進み、マスクや消毒液、防護服などの深刻な供給不足も含め、「医療崩壊」の危機が迫る事態となりました。相談や検査の窓口となった保健所では対応に追われ、検査が一向に進まない状態が現在も続いています。また介護や障害者施設等も厳しい運



営を強いられています。

このような事態の背景には、新たな感染症の拡大という未曾有の経験との側面もありますが、この間政府が進めてきた社会保障費の大幅な削減と、それに伴う医療、保健、福祉の現場の深刻な疲弊があることは明瞭です。感染症対策のセンターである国立感染症研究所さえ大幅な予算と人員削減が行われています。一時の感染拡大が収束傾向となり、緊急事態宣言も解除されましたが、感染が収束したわけではなく、有効なワクチンや特効薬もない中、「第2波、第3波」の感染拡大が予想され、既にその兆候も見え始めているとともに、インフルエンザ等の流行期も控え、全く予断を許さない状況が続いています。

政府は、この間の経緯の中で明らかになった弱点や課題を直視し、同じ轍を踏まないため、これまでの社会保障費の削減路線を改め、医療、保健、福祉の体制整備と強化、サービス充実に真剣に取り組むことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月18日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和東町議会

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 3 号について賛成討論を行います。

国民の命と健康、福祉を守ることは、憲法 25 条が保障する生存権を土台とした国や地方自治体の果たす役割であり、責任であるという、この当たり前のことがいかに大切かを今回の新型コロナウイルスの感染拡大の中で、改めて思い知りました。

同時に、この当たり前を棚に上げ、放置し、いざというときに命と健康を守り抜くための予算も体制も削りに削ってきた政府や地方自治体のこれまでのやり方がいかに誤りだったかも浮き彫りになりました。

政府はコロナ感染が広がる前、地域医療を支える全国の医療機関を大幅に減らすリストを作り、名指しして統廃合を進めようとしておりました。ところが皮肉なことに、感染拡大で病床が逼迫する中、減らそうとしていた医療機関や病床を活用せざるを得なくなる事態となりました。平時にギリギリまたはマイナスの体制での運営を強ければ、今回のような緊急事態となった場合にどうなるかは十分想定できたはずですが、しかし瞬く間に崩壊寸前まで医療現場が陥った現実には、当たり前の想定すらしていなかった政府や自治体の恐るべき怠慢をあらわにしたと思います。この教訓を真剣に受け止め、第 2 波、第 3 波に備え、直ちに生かす責任が政府と自治体にありますし、ここで変われなければ、また同じ轍を踏み、より深刻な事態を招きかねません。

本町では、これまでのところは幸いにも感染者が確認されない状況が続いておりますが、今後もし本町や近隣自治体等で感染者が確認され、拡大した場合、平時からもともと医療体制に課題が多い中、体制は万全なのか大変不安があります。当面の新型コロナウイルス感染が仮に収束したとしても、今後さらに新たな感染症が広がる危険性、可能性は大きいと言われている中で、医療を初め保健、介護などの社会保障の仕組みと体制を再建し、着実に充実させていく方向に根本的に転換する必要があります。

そのためにも社会保障予算の削減を中止し、充実させていくことが何よりも、今、求められていることを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第3号 社会保障費削減をあらため、医療、保健、福祉の充実を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第3号 社会保障費削減をあらため、医療、保健、福祉の充実を求める意見書は、否決されました。

日程第13、発議第4号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、地方に対する財政措置の一層の充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、私から、発議第4号を提案させていただきます。

提案理由

発議第4号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、地方に対する財政措置の一層の充実を求める意見書について、意見書の朗読をもって、提案理由及び説明といたします。

発議第4号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、地方に対する財政措置の一層の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和2年6月18日

提出者 和東町議会議員 岡田泰正

和東町議会議長 小西 啓 様

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ

め、地方に対する財政措置の一層の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、総額3兆円と大幅な増額が図られたことは懸命に事業継続や雇用維持に取り組む中・小規模事業者への支援の充実や地域の実情に応じた様々な事業への活用が可能となるものであり、配分に当たっては、引き続き、財政事情が厳しい和東町を初め地域の実情に配慮し、喫緊の課題や現場のニーズに対応を求めるものである。本町においても学校再開に伴う感染症対策、地域公共交通における感染症対応支援等に臨時交付金の増額は地方創生を推進する上でも地域経済を一刻も早く再生させる起爆剤となる。

現在、町村の地域経済を支えている農林業、観光業、中小企業などは事業の存続や生活維持への不安などに極めて深刻な状況にある。第2波、第3波が繰り返し長期化すれば地域の基盤が根こそぎ失われ回復不能になりかねず、将来の社会経済や持続可能なまちづくりに深刻な影響がもたらされる。

国におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の追加配分に当たっては、地域の暮らしと経済の深刻な落ち込みや脆弱な社会経済基盤を支えるため、広範多岐に渡る町村の地方単独の事業充当分の十分な確保を図り、本町の実態に即応した対策が実施できるよう、今後もさらに増額されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月18日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 高市 早苗 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
経済再生担当大臣 西村 康稔 様

京都府相楽郡和東町議会

以上でございます。

議員各位の皆様方の賛同を心よりお待ちしております。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

村山議員。

○4番（村山一彦君）

賛成です。

私は、発議第4号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を初め、地方に対する財政措置の一層の充実を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。新型コロナウイルス感染症対策については、5月25日の緊急事態宣言の解除に伴い、感染症対策の長期化を想定した「新しい生活様式」等普及された。感染拡大の第2波・第3波の発生防止を図りつつ、仮に発生した場合でもその波をできる限り小さくするよう、万全の備えを固めていなければなりません。

国においては、第2次補正予算が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1次と合わせて3兆円を確保された。本町においても交付金を活用し、感染拡大防止対策や町民生活、中小企業への支援策を実施しているが、まだまだ不十分である。

今後、対策に当たっては、「感染症拡大防止対策」と「社会経済活動」とのバランスが不可欠であり、給付など全国的な課題については、国の責任と財源において対応し、自治体においては、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うことでさらなる財政支援が強く求められる。よって私は、この意見書に賛同し、私の賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第4号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、地方に対する財政措置の一層の充実を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発議第4号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、地方に対する財政措置の一層の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第14、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和2年第2回定例議会を閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきますと思います。

まず、最初に提案させていただきました全議案につきまして原案どおりご承認いただきましたことをまずはもってお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今議会におきましても、一般質問、そしていろいろな議案の中での皆さん方から、厳しくも優しいご指摘とご意見を頂きました。今後、事業推進に当たりましては、そうした意見を真摯に受け止めさせていただきますまして推進してまいりたいと、このように思っているところでございますので、一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、一方では、ただいまもいろいろな中でもご意見が出ておりました、いわゆる新型コロナウイルス2波、3波、こうしたことが押し寄せてくるだろうと言われていたわけでありまして。これからも気を緩めることなく、慎重に対応してまいりたいと、このように思っているところでございます。

どうか住民の皆様、そして議員の皆さん方、今後とも一層のご支援、ご協力をいただきますことを切にお願いいたしまして、甚だ簡単でございますが、お礼のご挨拶と

させていただきます。

本定例会、いろいろとお世話になりました。ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

これをもちまして、令和2年度和束町議会第2回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後6時00分閉会



上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 8 月 26 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者

和東町議会議員 高 山 豊 彦

〃

和東町議会議員 藤 井 清 隆